

決算特別委員会会議録

平成28年10月27日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:02

○委員長

ただいまから、平成27年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。本日からの実質審査につきましては、お手元に配付しております、平成27年度決算特別委員会の審査順序に記載のとおり、審査していきたいと考えております。

最初に監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に一般会計の審査を行います。一般会計の審査については、審査を効率的に進めるため、歳出は6つに、歳入は一括して質疑をさせていただきます。また、原則として、質疑は質疑事項一覧表の記載順に行っていただき、討論、採決については保留して最後に行いたいと思います。

3番目に特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論、採決につきましては、一般会計と同様に保留して最後に行いたいと思います。

4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に、一般会計から各特別会計の順に討論、採決を行いたいと思います。

以上のように、委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、決算特別委員会の進め方についてお諮りいたします。本委員会の実質審査は、本日より明日28日の2日間で行うこととしておりましたが、お手元にお配りしておりますとおり、事前通告のあった質疑事項だけでも200件を超えております。委員の皆さんのご協力をいただき、効果的、効率的に委員会を進めていきたいと思いますが、審査の進捗状況によりましては、予備日としていました10月31日についても委員会を開催したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、本日からの委員会の終了時間については、おおむね本会議の終了時間に合わせる形で、散会したいと思います。これにつきましても、各委員の御協力が必要であります。そのような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、審査を行います過程で、審査項目に関係のない職員は、通常業務に支障を来すことがないよう、各職場で仕事をさせていただくことにして退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのような取り扱いをさせていただきます。

次に、委員の皆さんにお願いをいたします。先ほどもお伝えしましたとおり、今回の決算特別委員会は、質疑事項の件数が非常に多くなっておりますので、各委員におかれては、要点を捉えた質疑をお願いします。

また、執行部におかれましても、同様に各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把

握され、質問された部分に対してのみ、的確な答弁をしていただき、特に事業概要の説明や提出した資料の内容についての説明など、決算特別委員会になじまない答弁は割愛することを徹底していただきますようお願いいたします。審査の過程で、どうしても必要と判断される場合については、委員長より答弁を求めますので、あわせてお願いいたします。

それでは審査に入ります。最初に監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:04

再 開 10:05

委員会を再開いたします。

「認定第1号 平成27年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。各款ごとの質疑に入ります。まず、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」について、128ページから162ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目を示して、質疑をされますようお願いいたします。

まず、質疑事項一覧表に記載されています130ページ、人事管理費、休暇・時間内取得状況について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

130ページ、人事管理費に関連しまして、休暇及び時間外の取得状況について、お聞きいたします。資料のほうを提出していただいております。追加資料の122ページから124ページに資料のほうを提出いただきました。ありがとうございます。この中で、休暇並びに時間外を見るにつけ、かなり格差が部並びに個人でも格差があるのではないかと推測するに至ります。時間外勤務につきましても、ずらっと見てると、部局では、ゼロのところもあれば、例えば平均でも20時間近くなっているところもある。休暇については121ページですね、最少取得日数では、ゼロのところはかなりございます。片方では、最大取得日数、同じ部の中でも20日ないし、20日を上回る日数を取られてる方々もおられます。また、他方では122ページ以降の時間外の勤務においてもかなり差がありますし、124ページには、個人別のトップテンというふうな形で出していただきましたが、最長されておられる方は、年間で719時間の残業をされておられるわけです。最近、新聞の上では電通の社員の自殺等々があり、長時間勤務の是非が話題になっています。他方で、また男女共同参画等々を考える中で、働き方をどうやっていくのかというのは大きな課題になっております。それにも増して、時間外が発生するという点については、やはりコストが発生するってことですので、そういった部分をどうやって格差を是正しながら働きやすい職場にしていくか、生産性を高めていくかというのが、大切になってくるかと思いますが、その存在している格差に対して、それを是正するためには、どのような指導を行っているのか、お聞かせください。

○人事課長

そういった格差をどのように是正していく努力をしているかという御質問でございますが、時間外勤務につきましても、あくまで急を要する業務につきましても実施を行いまして、通常業務につきましても、課内での協力体制や事務の効率化によりまして、勤務時間内で処理をすることが原則でございます。しかし、多様化いたしますニーズや業務量、業務の種類が増、それから職員数の減、そのようないろんな要素がございます、時間外勤務をせざるを得ない状況、あるいは年次有給休暇を取得しにくい状況があるということは、人事課としても認識しております。そういう中で、各課、あるいは各部の中での協力体制ということも1つの視点とし

ておりまして、一例を挙げますと、年度末の税の申告受け付けの他課の申告経験者による協力体制、あるいは飯塚国際車いすテニス大会や筑前いづか雛のまつりといったイベント開催時におけます市職員全体での協力体制等がございます。所属長の判断による、部内、課内、場合によっては、部を飛び越えた協力体制をとって、是正に努めているところでございます。

○江口委員

まず休暇のほうから少しお聞きしたいと思います。男女共同参画という面では、最近よく言われるのは、イクメンという話が言われます。この表を見ると、男性の育児休暇については、残念ながら、取得が2人おられるにとどまります。この2人は、それぞれ何日とられたのか、お聞かせいただけますか。

○人事課長

男性の育児休暇制度でございますが、妻の産前産後休暇の期間に、当該出産に係る子、または小学校就学の始まりの時期に達するまでの子どもさんを養育する男性職員に5日の範囲で与えられる休暇でございます。平成27年度における取得者は1名でございます。取得期間は資料のほうには、端数処理の関係で2日というふうに表示をしておりますが、2回取得をしております。それぞれ4時間と1日、合計1日と4時間というふうになっております。

○江口委員

ごめんなさい。2人ではなくて、お一人が2日とったということですね。片方では育児休業という制度がございます。そちらについては、男性女性含めて、どのような状況にあるのか、お聞かせ願いますか。

○人事課長

育児休業制度につきましては、子どもさんを養育するため一定期間休業することを認める制度でございます。男性も女性も最長でお子様が3歳に達するまでの期間内で取得できる制度でございます。平成27年における取得者につきましては、女性が18名、男性1名の合計19名でございます。平均取得日数につきましては、1年6カ月間ということになっております。

○江口委員

ここでもやっぱり、男女の格差が感じられるわけですが、この分に関しては、何らかの是正するためというか、取りやすくするための措置は何かとられておるんでしょうか。

○人事課長

ご指摘のとおり、実際に男性の取得日数が非常に少ないことは明らかでございます。この点につきましては、今後とも男性職員への周知を図るとともに、そういった、取得しやすい職場環境をつくっていかねばならないという認識ではございますが、残念ながら現在のところ、こういった結果になっております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：13

再 開 10：13

委員会を再開いたします。

○江口委員

時間外のほうについてお聞きいたします。基本的に、この時間外、どうやって格差を減らしながら、総トータルのコストを減らしていくのが大切になってまいります。どういうふうな対応をしているのかというふうなことにしましては、税のとき、そしてまたイベントに関する協力体制というお話がございました。片方では、部長決裁で、部内では業務繁忙期に関して、人を動かすことができるという制度があったかと思えます。そちらについて、そういった形を

きちんと使っていくとトータルでは、残業を減らしていける。そしてまた、個人個人、一人一人の負担も負荷も平均化できる。それが働きやすさにつながると思うわけですね。その点に関しては、どのようなことをなされていますか。部長権限については、使われているのかどうか。

○人事課長

先ほども少し触れさせていただきましたが、職員数が減る中で、業務量のマネジメントにつきましては、各課所属長、それから、部長、そういったところのマネジメントをする職員におきまして、各部各課において平準化が図れるようにするシステムはございますので、それを利用しているところでございます。

○江口委員

平成27年度で、その部長決裁、部長の権限に関しては使われたのかどうか。使われたのであればどのくらいあるのか。つかんでおられましたらお聞かせください。

○人事課長

申しわけございません。詳しい資料につきましては、手元に今のところございませんので、申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

○江口委員

使われた、使われていない、それだけ把握しておられますか。

○人事課長

実際にいろいろなイベントがございましたので、使ったというふうに考えております。

○江口委員

やはり、この時間外、特に時間外につきましては、それぞれの管理監督者の采配に負うところが大きいと思っています。ぜひ、その点について、これこれこうやったら、もっとうまくいくんだよとかいう部分を、人事課のほうでリードしていただきながら、他方では各部各課の課長の皆さま方がどうやって平準化するのか。休んでいない方がおられたら、きちんと休みなさいというお話を。片一方では、残業がいっぱいある方がおられたら、その方の仕事を割り振ることを。ぜひそれを、進めていっていただきたいと思っています。

○委員長

次に、130ページ、一般管理費、政治倫理審査会委員報酬について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。2015年、平成27年度決算は、ちょっと前置きを言いますけれども、歳入において684億8千万円、歳出において661億3千万余円ということで、合併からちょうど10年目、齊藤市政3期目の2年目ということで、非常に節目となる、重要な年の決算です。特別会計をあわせると、歳入で1147億余円、歳出で1134億余円という、過去最大規模の決算となるわけで、委員長が提起されましたように、2日で終わらない場合は3日目もということになっておりますけれども、十分に決算審査をしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、130ページの一般管理費、政治倫理審査会委員報酬について、伺います。その活動状況をお尋ねします。

○人事課長

平成27年度飯塚市政治倫理審査会につきましては、審議として年に4回、意見書の提出として1回の計5回を開催させていただきました。

○川上委員

もともと、何回の予定だったのですか。

○人事課長

8回の予定でございました。

○川上委員

それで、5回で18万2900円の支出をしたということなんですけれども、報酬としてですね。それで、議員、市長以下、特別職の資産公開については、前年度平成26年度分について、審査をしたと思うんですけれども、これは、現状では最後の審査になったんですね。それで、そのときは、この政治倫理審査委員のメンバーは、それが最後の審査になるとは思いもよらなかったと思うんですけども、意見書の特徴をお尋ねします。

○人事課長

意見書の特徴といたしましては、毎回、付属意見でいただいているところでございますが、まず、4項目の提言のうち、議会選出議員の取り扱いをどうするか、というところでございます。それから、資産報告義務者の拡大につきまして、筑豊地区の他市におきましては、配偶者のほか、同居の親族、あるいは確定申告上の扶養義務者の全部または一部におきまして資産報告義務を課している市が複数ある現状を踏まえ、そのような要望をされております。また、これとは別に、審査の過程におきまして、資産報告義務者の配偶者、それから同居の親族、もしくは一定の密接な関係にある法人等からも文書の提出を求める手続の整備についても、要望をされております。大きなところでは、以上でございます。

○川上委員

4点目は説明がありましたか。

○人事課長

申しわけございません。また、配偶者等との請負契約につきましても、これを明確化するためのルールづくりを検討するようという意見もございました。

○川上委員

そこで、審査委員会は意見書を出すんですけども、市長が議会に回送するわけだけれど、議会からの、あるいは特別職からの回答は、審査会にはどのように伝わっていますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:22

再 開 10:23

委員会を再開いたします。

○人事課長

まず、一定の密接な関係にある法人等からも、必要に応じ、審査会から直接、資料の提出を求めることができるように、措置を講ずるようという意見につきましては、一定の公職のあるもの以外の人に資料提出の義務を課すことにつきましては、個人情報保護の観点から難しい、今後も従来どおりしたいという回答でございました。それから、審査会の委員構成につきましては、議会選出の委員を含めるか否かについての意見につきましては、議会選出委員の審査の際には、排斥するということが望ましいという回答を得ております。それから、配偶者等との請負契約等に関する遵守事項につきましては、地方自治法第92条の2におきましては、配偶者や親族の請負は禁じられておりませんで、請負契約等を制限することは、企業活動の妨げにつながるのではないかとこの検討結果でございました。それから、報告義務者の年間経費――。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:25

再 開 10:26

委員会を再開いたします。

○人事課長

申しわけございません。先ほど4点申しましたが、実際の回答書には5点ございましたので、もう1回整理の意味で説明させていただきます。まず、企業その他の団体の、一定の密接な関係にある法人等からも、必要に応じ提出させるということにつきましては、個人情報の保護から難しい。それから、委員構成について、議会選出の委員を含めるか否かにつきましては、審査の際、当該議会選出委員さんの審査の際には、排斥することが望ましい。それから、行政運営の公平性と事務執行の適性を確保するために、配偶者等との請負契約につきましては、法律で禁じられていないので、制限するのはおかしい。それから、報告義務者の年間経費や全体資産状況を判断するために、一定保有する現金の取り扱いについては、現金については、保有者の特定が困難であることから難しい。それから、最後、5番目がございました、委員会の提言につきまして議会においてなされた議論の経過を次年度の審査会で書面において、その概要の報告することにつきましては、これは報告を行っておりますということでございました。

○川上委員

その審査会は、そういう回答を得て、また議論することがあるんですか。

○人事課長

その後につきましては、その年度につきましては議論を行っておりません。

○川上委員

議会の回答は、従来どおり継続というのが回答なんです。ところがその後、資産公開については、条例改正によって廃止になってしまったんだけど、回答では、従来どおり継続と言っているわけ。ところが、現実には12月議会で、制度そのものをやめるというふうな態度で示したわけですね。にもかかわらず、この政倫審査会は、これについて会合しなかったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:29

委員会を再開いたします。

○人事課長

失礼いたしました。平成27年度の回答の関係でございますので、平成26年度の意見書に対して、平成27年度においては回答したということでございまして、平成27年度の意見書については特に触れておりません。そういうことでございます。

○川上委員

条例改正による廃止を受けて、審査会は会合したのかと聞いたんです。

○人事課長

いたしておりません。

○川上委員

審査会の委員の選任の基準、市長が任命するんですから、基準があろうと思うんだけど、どういう基準ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:30

再 開 10:30

委員会を再開いたします。

○人事課長

申しわけございません。前の条例におきましては、有識者3、それから議会選出が3、一般公募が3の合計9名でございます。

○川上委員

それで、この会長は、この状況を踏まえて、審査会を開きたいというふうに市に相談したんじゃないんですか。開催予定は8回だから、まだ5回しかしてないから。決算年度が少し違うかもしれないけど、したいというふうに言ったんじゃないんですか。それをあなた方が、そこまでは必要がないという助言をしたという事実はないですか。

○人事課長

そのような事実はございません。

○川上委員

これについての質問を終わります。

○委員長

次に、130ページ、一般管理費、人材育成基本計画検討アドバイザー謝礼金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

130ページの一般管理費、人材育成基本計画検討アドバイザー謝礼金について、お尋ねをします。この基本計画というのはどういうものか、お尋ねします。

○人事課長

飯塚市人材育成基本計画につきましては、今後の飯塚市職員の人材育成のために、どのようなスキームで取り組みをしていくか、あるいはどのような情報を集めて、これに反映させていくか、そのようなことを内包した基本計画でございます。

○川上委員

これは人材というのは、誰のこと言ってるんですか。

○人事課長

飯塚市職員のことでございます。

○川上委員

職員の成長を計画的に進めていく、援助していくという計画なんでしょう。アドバイザーはどなたですか。

○人事課長

人事労務管理のコンサルティング業務をされている方でございます。具体的には、株式会社ウエストウッドコンサルティングの西木氏でございます。

○川上委員

この方をアドバイザーに選んだ理由は何ですか。

○人事課長

西木氏には人材育成に関しまして、本市合併以後、いろいろアドバイスをいただいております。方針の転換がこれまでございませんでしたので、一貫した方針を続けるために、この方にアドバイスをお願いした次第でございます。

○川上委員

旧飯塚市時代から同様の事業があったんだけど、その流れを汲んだところですね。漫然と10年間続けてきたわけだけでも、もうほぼ個人でやっているようなところじゃないですか。それで事業評価を、そのアドバイスがどうであったかということについて、振りかえったことがありますか。

○人事課長

その都度を振りかえりは行っておりますが、委員がおっしゃるような詳しいところまでは至

っていないように感じております。

○川上委員

その中でも有効なアドバイスというのはどういうものがありましたか。

○人事課長

昨年度に関しましては、この人材育成計画を改定するに当たりまして、職員にアンケートをしたわけですが、そのアンケートの項目の内容につきまして、いろいろとアドバイスをいただきました。

○川上委員

だから、税金を投入してるんだから、どういう有効なアドバイスがあったのか、お尋ねしてるわけです。

○人事課長

申しわけございません。有効なアドバイスといたしましては、昨今取りだたされております、女性活躍推進、これに関します内容を包含したほうがいいのではないかというアドバイスをいただきまして、内容を少し変えたところでございます。

○川上委員

その程度のアドバイスのために、合併前の旧飯塚市時代からの流れをくむところに漫然とというのは、認めがたいですね。それで自治体労働者を育成するというのが目的なんですよね。だから、合併して10年が過ぎて、さらに第2次総合計画もつくらないといけないというような時代の中で、そして相当長期に若い職員を採用してこなかった飯塚市が人材不足なのは、もう目に見えていたんだけど、その中で公務員、自治体労働者をどう育成するかという角度から、この方がアドバイスができるんですか。私はできないというのが、目に見えておったのではないかと思うんです。それを漫然と流れの中で、予算、決算、予算、決算と繰り返していくのは異常だと、どうしてこういうことが起こるかをあなた方自己検討する必要があると思います。質問を終わります。

○委員長

次に130ページ、一般管理費、産業医委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

130ページ、一般管理費、産業医委託料について、お尋ねをします。この産業医なんですけれども、法律で何人、どういう専門の医師が必要というふうになっているか、お尋ねします。

○人事課長

労働安全衛生法におきまして、政令で定める事業場ごとに厚生労働省令の定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、そのものに労働者の健康管理、その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければならないとされておりまして、その事業場の規模は、常時50人以上の労働者を使用する事業場というふうになっております。

○川上委員

飯塚市の場合は、その法に基づいて選任し、委託料を払ったということでしょうけど、選任の方法はどのように行っていますか。

○人事課長

飯塚市におきましては、飯塚医師会のほうから推薦をいただきまして、推薦された先生と契約をいたしております。

○川上委員

その産業医の方の活動状況はどうか、お尋ねします。

○人事課長

産業医の活動状況でございますが、内科医と心療内科医のお二人でございます、まず内科

医の業務内容といたしましては、毎月第2及び第4金曜日の午後、本庁におきまして、健康相談及び健康指導を実施していただいております。また、そのほかにも労働安全衛生会議への出席等をお願いしております。また、心療内科医の先生につきましては、毎月第2木曜日の午後から本庁におきまして健康相談業務を実施しております。また、木曜日を除く平日の5時から7時までの時間帯にメンタルヘルスの関係でございまして、当市産業医の病院におきまして、予約制で健康相談業務を行っていただいております。

○川上委員

その相談業務はですね、職員の皆さんからの評判はどうですか。

○人事課長

評判といいますのは、直接そういった相談をする方というのは、なかなか外に語りたがらないものでございまして、なかなか聞き及ぶところはございませんが、おおむね好評、特に、心療内科の先生につきましては、メンタルヘルスの関係でございまして、昨今、そういった相談をされる方がふえているのが現状でございまして。

○川上委員

そうなんですか。相談件数はどのくらいですか。

○人事課長

業務報告を見ますと、健康相談、健康指導業務において、毎月件数を報告していただいておりますが、平成27年度における件数を申し上げますと、心療内科医で年間35件、うち復職面談10件、心療内科を必要とする内容につきましては、深刻でかつ急を有するものが多くございまして、業務時間外に職場の外で実施される病院でございまして、この相談件数は18件ということで、人事課としては、効果的であるというふうに考えております。

○川上委員

私は、そもそも相談が少ないほうがもしかしたらよいのかもしれませんがね。状態がよいという意味であればですね。しかし、現状はそうでないわけですから、職場の中で、相談と言われても困る場合もあります。ですから、職場の外で相談を産業医にできるようなシステムをつくるのが、課題になってるのではないかと思いますので、意見を述べて、この質問を終わります。

○委員長

次に、130ページ、一般管理費、住宅借上料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

130ページの一般管理費、住宅借上料について、お尋ねします。この住宅は、何のための住宅ですか。

○人事課長

これは、職員の派遣につきまして、中小企業庁へ職員1名を研修派遣をしております。その職員の住居として、民間アパートを賃貸しておりましたので、家賃としてお支払いをしたものでございます。

○川上委員

まとめて聞きますけれど、ストレートに言えば、その派遣は、国の要請に応えたものなのか、飯塚市側から求めて、派遣して、人材育成に寄与、資するということで考えたものなのか、この家賃の借り上げについては、国に全額ないし一定の負担を求めることができないのか、したことはないのか、お尋ねします。

○人事課長

研修派遣という意味におきましては、こちらのほうから研修をお願いするという立場でございまして、国の方の負担をお願いするというのはできなかったということでございます。

○川上委員

遠慮は美德かもしれませんが、一度相談してみたらどうですか。ほかの自治体ではどうなってるのかも含めて、検討したらいいと思います。委員長、この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 46

再 開 10 : 46

委員会を再開いたします。

次に、130ページ、一般管理費、行財政改革推進費について、川上委員から質疑通告が出ておりますが、後の総括の質問事項においても、同じような内容の質疑が出ておりますので、川上委員、よろしければ総括のほうで一括してやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

次に、132ページ、一般管理費、政務活動費審査会委員報酬について、川上委員の質疑をします。

○川上委員

132ページ、一般管理費、政務活動費審査会委員報酬について、お尋ねいたします。構成については、政務調査費の審査会と同一と聞いておりましたけれども、間違いありませんか。議員も含めて。

○総務課長

審査会につきましては、識見を有する者3人、公募による者3人の、6人で構成されております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 47

再 開 10 : 47

委員会を再開いたします。

○総務課長

申しわけありません。異なります。

○川上委員

審査会の活動について、もともと何回の開催予定だったのか、実際どうだったのかというふうにお尋ねします。

○総務課長

予算的には7日分、答申1日分を予定しておりました。実際には、昨年度においては5日、そして、答申1日分を支出したような形になっております。2日分につきましては、条例上、審査請求権が認められ、市民からの審査請求ということがあった場合に対応する形になっておりますので、予算をとっておいたものですが、27年度におきましては、審査請求はございませんでした。

○川上委員

それはわかりました。それで、審査会が政務活動費についてチェックする場合の視点、どういった点にポイントを置いて、チェックをしているのでしょうか。

○総務課長

審査につきましては、委員各自が報告書の記載事項について、使途基準と照らし合わせ、疑問点を抽出し、協議の上、支出の適用を審査しております。協議の結果、疑問点が解決されない場合には、議会事務局を通じて文書での説明依頼を行い、文書、口頭での回答を求めようとしております。また、文書回答によっても疑問点が解明できないときなどには、報告者本人

の出席を求め、委員が質問することにしております。審査にあたりましては、条例、規則、使途基準を基準に、審査を行っております。

○川上委員

本市の場合は、支出については1円単位まで領収証をとってチェックしておるということなんですけれども、とりわけ宿泊をとまなう視察、調査の場合、行程について、調査目的にない観光の要素が入っていないかだとかいうような視点でのチェックはしているか、お尋ねします。

○総務課長

調査旅費につきましては、指摘事項になりますけれども、報告書に記載すべき事項として、市政との関連性、調査活動の目的、調査活動の内容、行程、それから、市政の課題等に対し、どのように参考になったかなどの事項を記載する調査、視察報告要件を明確にしておくことが必要であるというふうな形で指摘されております。報告書につきましては、26年度の政務活動費においては、複数の議員が調査を行った場合に、1つの報告書というふうな形になっておりました。それにつきまして、議員がそれぞれの立場から個別的に作成し、提出すべきであるという指摘がなされております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:52

再 開 10:52

委員会を再開いたします。

○総務課長

申しわけありません。ただ今お尋ねになった件につきましては、そのようなことはなかったというふうな形で審査されております。調査報告書により審査がされております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:53

再 開 10:54

委員会を再開いたします。

○総務課長

報告書の中で審査をされております。

○川上委員

していないと思いますよ、その視点。事実があるかどうかは別です。調査目的のついでにちょっと足を伸ばそうとか、ちょっと立ち寄っていかうとかいうことがないというのを、審査会は確認する必要があるんじゃないかと思うんですよ。議員の側は、正當に、ルールに基づいて支出をしているということで報告しているんでしょうから。それが本当ですかと。その中では、白紙の領収書とかいうのは論外だけれども、観光的要素はなかったという確認をする視点がね、ルールとして、審査会の中にたっておかないといけないじゃないと思うんだけど。それはたっておったかということを知りたいんです。

○総務課長

ルールとしては、明確にはされておられません。ただ、先ほど申し上げましたように、行程とかいうことが、調査視察の報告要件として、当時明確化にされておりましたので、その点に対して指摘があり、27年度においては、行程等を明細の中で記載するようにされております。

○川上委員

それが重要なことと思うんですよ。それで、意見書を書くでしょう。その際に、どういう項

目にするかは別ですけれども、調査目的外の行動、観光を初めとする、そういうものはなかったということ、項目を立てるなどして、意見書を書くようにしたほうがいいんじゃないかと。それによって、議会側の自己申告を、審査会が、そういう変なことはなかったでしょうという第三者によるチェックができるじゃないですか。それは市あるいは議会と市民との信頼関係を助長することになると思うので。だから27年、その角度でチェックしてないんだったら、よくチェックし直してもらったらどうでしょうかね。質問を終わります。

○委員長

次に、132ページ、一般管理費、発注者支援データベースシステム使用料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

132ページ、一般管理費、発注者支援データベースシステム使用料について、お尋ねをします。このシステムがどういうものか、ちょっと調べてもよくわからないんですよ。それでどういうシステムで、どういう場合に使うのか、お尋ねします。

○契約課長

発注者支援データベースシステム使用料はジェイシス、これは発注者支援データベース利用料とテクリス利用料に分かれます。ジェイシスとは、公共工事の入札契約、施工の各段階で発注者に必要な建設会社に関する情報、技術者に関する情報、工事に関する情報、これは公共機関や公益民間企業が発注した公共工事の内容を受注した業者が登録する業務内容のデータベースを一体的に提供するシステムです。契約の相手先は、一般財団法人建設業技術者センター、これは東京都なんですけど、と契約をいたしております。このシステムを利用して発注前に登録業者の公共工事の受注実績、建設業許可の確認、経営事項審査の確認、管理技術者、技術検定合格者技術者の選任状況及び工事成績の情報を確認しております。

もう一方のテクリスとは、公共機関や公益民間企業が発注した、調査設計業務、地質調査業務等、コンサル業務の内容を受注した業者が登録し、その業務内容がデータベース化されているので、これにより登録業者のコンサルタント業務の受注実績等を確認しております。

○川上委員

それにはですね、指名停止だとか、したがって関連するんだけど、受注した仕事をしてる際に事故があったとか、そういったデータも入ってるんですか。

○契約課長

ただいま委員の御指摘の情報等については含まれておりません。

○川上委員

この間、本市発注の工事でいろんな事故がありました。それらについては、やはり、このデータベースシステムを使ってのことだったんですか。

○契約課長

私ども、いろんな事故等が起こった場合には、このデータシステムを活用しての把握ではございません。新聞報道等、他の情報により把握をいたしております。

○川上委員

そうではなくてですね、事故が起こった場合があります、現実に。その業者の入札、随意もあったかもしれませんが、にあたり業者を調べますでしょう。この事故があったケースについても、このデータベースシステムで、その企業情報をとったのかと聞いたわけです。

○契約課長

その場合はこの企業の情報は調べておりますけども、その事故とかいうのは、このデータベースのほうにはございませんので、常に、このデータのほうは活用させていただいております。

○川上委員

常に活用するというわけですから、のちに事故を起こす業者についてもこれで調べておるといことなんですね。事故の実績がこのデータの中にないわけですから、指名停止も含めて、そういうデータベースシステムが何の役に立つのかと私は思いますけど。ですから、何の役に立つのかは、ちょっと言い過ぎたかもしれませんが、やはり、これは補助的に使う場合は意味があるかもしれませんが。だから、市のほうで、これはというところについては独自に調査をし、そして補助的には使うかもしれないというぐらいにしないと、肝心かなめの指名停止はほかでわかると思うんですけど、事故の情報とか、変なことにかかわってることについては、わからない仕組み。だから、責任のない安全適マークをいただいて、自分がよく調べないで大丈夫というふうにやっていくようになると、いろんなことが地質調査だとか、起こってくるわけです。隣でもそうですし、赤坂でも起こるし、いろんなところでこれが起きるわけです。だからこれについては、そのように考えて、今後継続するかどうかを含めて、検討してほうが良いなというふうに指摘をしておきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:03

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

次に、132ページ、一般管理費、飯塚自衛隊協力会負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

132ページ、一般管理費、飯塚自衛隊協力会負担金について、お尋ねをいたします。資料11ページから資料をいただいております。改めて読ませていただきました。それで最初の質問は会員なんですけれども、目的に賛同する個人及び法人となっています。市からの支出としては、その他の一般管理費1万4千円のほかに、その他の議会費1万4千円あわせて2万8千円があるわけですね。この負担金というのは、どういう性質のものか、お尋ねします。

○人事課長

負担金の性質ということでございますが、内容につきましては、本市から市長、副市長の2名、市議会から議長、副議長の2名、それぞれ1万4千円、1万4千円を計上いたしております、その内容となっております。

○川上委員

質問がちょっと浅かったですね。会員は個人及び法人となってるわけですね。市がこの負担金を出す理由は何によるのか。飯塚市が法人ですか、自治体としてこの協力会に加入しているわけですか。そこのところがよくわからないわけですね。ここでいう個人にも市は入らないし、それから法人にも、ここでいうものには入りませんね。なのに財政出動があるというのはどういうことかという質問です。

○人事課長

飯塚市といたしましては、あくまで法人として自衛隊を支援する必要性というところで、加入をしております。

○川上委員

飯塚市が自衛隊を支援する。協力会を支援するわけではないんですか。

○人事課長

申しわけございません。協力会を支援するというところでございます。

○川上委員

そこで財政出動なんです。協力会を支援するのはいいじゃないですか。この財政出動の根

拠がまだわからないですよ。飯塚市が協力会に加入しているんですか。それなら負担金がわかります。協力会に飯塚市という地方自治体が入っているんですか。

○人事課長

飯塚市の法人としてその代表者であります、市長、副市長、議会の代表であります議長、副議長が入っているというふうに認識をいたしております。

○川上委員

答弁が明確でないけども、もし今言われた4人が個人会員であれば、また支出の仕方は違うでしょう。このところの調整はどうですかね。これで大丈夫ですか。

○人事課長

代表者で入っておりますが、各役をもっておりまして、市長は相談役に役をもっております。この1万4千円の内容は、1人7千円という計算で負担金を支払っているものでございます。合計4名でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:19

委員会を再開いたします。

○人事課長

申しわけございません。飯塚市として、参加をしているわけですが、会員としては飯塚市の代表として4名の名前を連ねていると、そういったことでございます。

○川上委員

大丈夫ですか、そんなことを答弁して。飯塚市が団体として、地方公共団体として、協力会に入っているとやっているわけですね。違うなら答弁し直していいですよ。正確にしましょうよ。

○総務部長

飯塚市の代表として、この協力会の会員として4名、ここに書いてあります、市長、副市長、議長、副議長が会員として入っておりますので、その会費の負担金として支出をしているものでございます。

○川上委員

では、こういうふうに確認していいですかね、この4人の方は個人会員であると。しかし、市長、副市長は市を代表して行っているんで、市が負担金を出しますと、議長と副議長は市議会を代表して行っているから、その負担金も市が出しますと、会費の分を負担金として出すと。個人会員ということですね、この4人は。そういうことで確認していいですか。

○総務部長

すいません、ちょっと今手元に資料がないので、個人会員という位置づけが正しいかどうか、ちょっと私も正確にちょっと御答弁できませんけど、議長、副議長にいたしましても、市の代表としてこの自衛隊協力会の会員に名を連ねているという位置づけでございます。

○川上委員

決算の都合上ですね、性格を聞く必要があると思います。自治体としての意義にかかわるところもあると思うんで。齊藤市長はそういった中で、相談役に議長と一緒になってるんですよ。そこでね、大事な役割についてあるんだけど、協力会がその市中パレードなどを主宰する場合、あるいは後援する場合に、その協力会は、交通規制をすることができるんでしょうか。飯塚市が負担金を払っている協力会は、交通規制をすることができるのか、お尋ねします。

○委員長

一見関係ないようですが、答弁をお願いします。

○防災安全課長

協力会としましては、共催の団体として、名を連ねてパレードのほうに参加をしておりますけども、その共催4者おられまして、そこが飯塚警察署と協議をして交通規制を行っている、許可を得て交通規制を行っている、ということで、協力会のみで交通規制は行えないと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:24

再 開 11:24

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

協力会は交通規制を行う権限はありません。飯塚警察署に申請をして、警察署の許可のもと、パレード当日は交通規制を行っております。

○川上委員

交通規制だとかは警察の権限でしょう。そしたら、ドローンの飛行規制は、この協力会ができるんですか。

○委員長

答弁をお願いします。

○防災安全課長

ドローンの規制につきましては、航空法に従って、ドローンの規制が各場所、地域、その他、行われているところです。それ以外のところで各団体が規制というのは、できないと思っておりますけども、航空法に従い、規制はされるものだと認識しております。

○川上委員

協力会が、ドローンの飛行を規制する場合、相談役だから、ですからよく聞いておいてもらいたいんですけど、どういう手続をするのかもわからないで、ドローン規制を公告したわけね。それから日本国民は、表現の自由があつて、憲法に保障されていて、国、その他の権力によって侵されることがないわけです。ところが、協力会はビラ、チラシの規制をしているんですね。こういう行為が、飯塚市が負担金を出し、そして、相談役も市長と議長を出している、その団体が、このビラ規制を行うという公告を出したわけね。どう思われますか。

○防災安全課長

今、質問委員が言われますところは、チラシに書いてあった件だと思っております。また、ドローンに関しましては、道路規制に関する看板等に記載してあったと思うんですけども。先ほど言いました、ドローンの飛行に関しましては、パレードを実施している上空、また、飯塚市はパレードを実施したところが飛行禁止区域とそもそもなっておりますので、そこに従い、ドローンの飛行の規制を書かれてあると思っております。また、ビラ、チラシ等の配付の禁止につきましては、法的根拠はないと思われまじけれども、ビラ、チラシにも書かれておりましたけれど、パレードの経路周辺上でのビラ、チラシの配布は禁止としております。ご理解のうえ、ご協力をお願いしますと、ご協力の意味合いで安全対策、進行の妨げにならないよう、ご協力というところで、お願いでチラシに書かれたと認識しております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:28

再 開 11:29

委員会を再開いたします。

○川上委員

市長と議長が相談役であり、何十年、50年に以上にわたり、支えてきた協力会でしょう。そこで、国民と国土を守り、そして、とりわけ大規模災害が起きたときにはイの一番に、本当に命がけで頑張っているのが自衛隊じゃないですか。その自衛隊が、国法に基づいて、行動し、市民から信頼されていくと。信頼関係を醸成していくというのは、ものすごく大事なことと思うんですよ。ところが、その趣旨で行われたはずの今回の企画において、今指摘するような、法等、憲法をないがしろにする表現が各所で行われたことについては、相談役である市長、議長については、しかるべく協力会に事実の確認と指摘、それから反省、市民に対する謝罪を提案する必要があると思いますけれど。どうでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:32

再 開 11:32

委員会を再開いたします。

○総務部長

確かに、自衛隊のパレードの際にチラシの配布を禁止していますと、禁止しておりますということで、書いてありますが、内容等、詳細を確認をいたしまして、しかるべき対応をしたいというふうに思います。

○川上委員

そのようにしてください。特に、今総務部長が答弁した、ビラ、チラシに関わる問題については、極めて重大と思うんですよ。質問を終わります。

○委員長

次に、134ページ、文書広報費、個人情報保護審査会委員報酬について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

134ページ、文書広報費、個人情報保護審査会委員報酬について、お尋ねをします。活動状況をお尋ねします。

○総務課長

27年度におきましては、異議申し立てがなかったため、開催はしておりません。

○委員長

次に、134ページ、文書広報費、印刷製本費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

134ページ、文書広報費、印刷製本費について、お尋ねします。市政だよりの発行に関わる決算と思われまじけれども、それは間違いはないですか。

○情報化推進担当次長

そのとおりでございます。広報紙発行に係る経費でございます。

○川上委員

では、決算年度中に行った紙面の改善と、市民の受け止めはどうか、お尋ねします。

○情報化推進担当次長

読みやすくするために、フォントや文字間を広くして、読みやすいように改善をしております。ただ、ページのものは少し詰め過ぎている感がしておりますので、ここは今後、改善したいというふうに思っておりますし、それと、写真の発色等が若干悪い紙でございますので、次年度以降、そういったところも改善したいというふうに考えております。

○委員長

市民の意見を。

○情報化推進担当次長

申しわけございません。読みやすくなったというふうにはお聞きしております。

○委員長

次に、136ページ、会計管理費、公金事故損害保険料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

どういう保険かということとともに、保険料の決定方法がどのように行われているのか、お尋ねします。きちんとした交渉で話し合いがあるのか、決まりきってきているのか、そのところがわかるように、教えてください。

○会計課長

公金事故損害保険につきましては、全国市長会の公金総合保険に加入しているものでございます。この保険の内容といたしましては、市の公金が国内において輸送中及び保管中の事故によって損害が発生した場合に、保険金額の限度内で、実際に発生した損害額が保障されるものでございます。対象となる事故といたしましては、火災や爆発による損害、盗難、強盗、ひったくり等による損害、台風、洪水による損害、集金者等の集金した公金が、詐欺にあった場合の損害などでございます。次に、対象となる公金の範囲につきましては、市や一部事務組合などが取り扱う一般会計及び特別会計の収入金、または支出支払金、その他、市が公金に準じて取り扱う歳計外現金、また、職員及び市の委託を受けた集金者が個別に徴収した各種税金や保険料、水道料、保育料、各種事務手数料等が対象となります。最後に、ご質問がございました保険料でございますけれども、これにつきましては、人口20万人までは、住民1人あたり2.3円というのが、この保険の内容とされておるところでございます。したがって、加入時点で把握されます、最新の住民基本台帳に基づく人口総数を乗じて算出した額となります。本日は、この20万未満ですので、この額となります。そのため、平成27年度のこの保険料は、平成27年2月末時点の人口に2.3円を乗じて得た額、これが30万1474円となるわけでございますけれども、これを一般会計、特別会計、企業会計等で案分いたしまして、一般会計分が、137ページに記載しております、16万4474円という数字になっているところでございます。

○川上委員

私は、そこに対しては、人口あたりというのは、保険料の設定として適切ではないんではないかというふうに考えるんです。公金の事故を、その損害を補てんしようという制度でしょうから、公金の取扱量によって、リスクが関わってくるわけでしょう。人口が多いか少ないかによって、リスクは寄らないと思うんですよ。公金の取扱量が大きければ大きいほど、リスクがあると考えても悪くないと思うんですよ。人口は何も関係がないでしょう。そういった点で言えば、私は、保険料の出し方については、検討をしてもらおうよう、話す余地はあるんじゃないかなと。現実には、決算年度にどのような事故が発生したのか、お尋ねします。

○会計課長

27年度におきましては、事故は発生をいたしておりません。

○川上委員

この間、損害を補てんしてもらったことはないということですか。

○会計課長

27年度はないということで返答しましたけれども、合併以降、これも当然ずっと毎年かかっておるわけでございますが、合併以降10年間でこの保険制度を適用した件数としては、3件ございます。

○委員長

次に、136ページ、財産管理費、基金管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

136ページ、財産管理費、基金管理費については、総括で市財政、行財政改革の質疑をお願いしておりますので、そちらでお願いしたいと思います。

○委員長

次に、136ページ、財産管理費、本庁舎駐車場管理委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

136ページ、財産管理費、本庁舎駐車場管理委託料について、お尋ねをいたします。委託先はどちらになってますでしょうか。

○総務課長

飯塚市シルバー人材センターでございます。

○川上委員

これに係る業務内容はどうなってますか。

○総務課長

本庁舎において、第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場について、午前8時15分から午後3時15分まで、中庭駐車場が午前10時から午後2時までで、駐車場の案内、駐車整理、歩行者の安全確保、市の来庁者でない者への指導、開場前の夜間駐車記録、午前10時と午後1時半に駐車台数の記録を行っております。

○川上委員

シルバー人材センターは、法に定めもあり、市が補助金も出してる場所ですね。そういう趣旨があって、シルバーという名前がついてるんだけど、ここに市が業務を委託する際にどういった点について気をつけないといけないですか。あるいは気をつけていますか。

○総務課長

シルバー人材センターですので、高齢者であるというふうな形で体に無理にならないような形で配慮する必要があるというふうに考えております。

○川上委員

それは委託する際に、契約行為の中できちんとうたわれてるんですか。

○総務課長

契約の仕様書におきまして、本業務に伴い、受注者の雇用する従事者の休憩室として、宿日直室を使用させるものとするということを明確にうたっております。

○川上委員

近年ですね、寒さもさることながら、夏の猛暑はすごいですね。熱中症で病院に行く、搬送される、亡くなるというのが全国でもあるし、深刻な状況があるんですが、本市でもですね、かなり高齢な方が直射日光を避けるために、日傘を差すのはもちろんいいんだけど、日傘を差して、もうもうたる熱気の中で、誘導されてる姿を見るわけですよ。飯塚市という市はどういう市だろうかという感じですね。それで、高齢になっても生きがいをもって働くというのはものすごく大事なことなんだけど、危険は回避しないといけない。安全を確保しなければならぬということを指摘をしておきたいと思います。関連した質問はあとで続けてしますが、この質問は終わります。

○委員長

次に、136ページ、財産管理費、清掃等管理委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

136 ページ、財産管理費、清掃等管理委託料についてであります。これは、どこの清掃等であり、委託先はどこなのか、お尋ねします。

○総務課長

ここの清掃等管理費委託料には、本庁と4支所の分の合算になっております。本庁におきましては、三信ビル管理、穂波におきましては、トキワビル商会、筑穂におきましては、エコファイブ、庄内におきましては、シルバー笠松あんじゃ園、穎田におきましては、シルバー人材センターというふうになっております。

○川上委員

1つ具体的なことだけ聞きますけど、本庁の場合、この委託業者の休憩室はどこにあるのか。窓はどのくらいの大きさのものがあるのか。答弁を求めます。

○総務課長

第1別館があった平成26年夏までは、第1別館の食堂下の部屋を確保しておりましたが、新庁舎建設用地になることから、書庫であった部屋を改修しております。改修として、壁の補修、コンセント取り付け、空調設置などを行っております。当時も三信ビル管理が委託業者でしたが、業者と協議の上、控室を移転したものでございます、ここの控室については、窓はございません。

○川上委員

委託契約では、休憩室についてはどういう規定になってますか。

○総務課長

仕様書におきましては、発注者は、本業務の委託に伴い、受注者の雇用する作業員室等の控室を使用させるものとするというふうになっております。上記以外の事項については、両者協議または発注者の指示により行うものとするというふうな形になっています。

○川上委員

それはわかりました。それで先ほどのシルバーのことも関連するんですけど、シルバーの場合は、それ以上の配慮が必要と思うけど、法律で言えばですね、この委託業者が労働安全衛生法を守れる状況に発注者がしておるかどうかというのがあるかと思うんですよ。ここは休憩室ですよといったそこが、労働安全衛生法との関係でどうかという責任、労働安全衛生法の遵守責任は、その委託業者自身に雇用者にあると思うんですけど、発注者との関係で、ここで働いてください、ここで休憩してくださいという場合に、その労働安全衛生の基準が守られているかどうか、クリアしてるかどうかについては、発注者がそういう視点で物を考えないと委託業者としては、遵守しようと思っても、守ることができないということがありうると思うんですよ。そこまで市としては、発注者としては、責任を持つべきではないかと思うけど、これについてはどのようにお考えですか。

○総務課長

労働者と請負とでは、労働者に対する労働基準法、労働安全衛生法との適用が異なるような形になります。委託請負の場合におきましては、受託者のほうが全て責任を負うというふうな形になっております。

○川上委員

だからその次を質問してるわけです。質問がわかりますか。

○総務課長

市としましては、清掃業務に従事しておられる方の休憩するための控室室、それから、宿直室が空いているときには、そこを使われるような形で配慮はしております。

○川上委員

実際に法の基準は満たしておるかどうか、市は発注者として確認するようなことがあります

か。

○総務課長

その点につきましては確認はしておりません。

○川上委員

宿直室が空いているときは、そこでクーラーで涼んでくださいとかいうのは、もう当たり前と言えば当たり前のことなだけで、それで委託業者は法の基準を守ることができる状況になっておるかどうかには発注者としては、少なくとも飯塚市は関心を持つべきではないかということ指摘してるんですね。ぜひ、考えてみてください、10年前と。どれだけ委託がふえているか、職員が減っているか。職員の労働安全衛生については、重大な関心を持つけれども、委託業者はこれだけふえている委託業務、委託業者については、法の基準が満たされているかどうかについて、労働基準監督署の仕事でしょうということだけじゃなくて、発注した中に、既にそれが守られないような状況が既にあるのかということも含めて、現状はどうかということも含めていかないと、飯塚市の仕事のどのくらいですか、相当な比重を委託でしているでしょう。しかも、現在、増高中ということでしょうから。そういう角度を持つべきではないかという指摘をして、ここの質問を終わります。

○委員長

次に、138ページ、財産管理費、冷凍設備保安協会負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

138ページ、財産管理費、冷凍設備保安協会負担金について、この冷凍設備がどこにあって、どういう管理がされていて、この負担金が必要かなどについて、まとめてお尋ねをします。

○穎田支所市民窓口課長

穎田支所の空調設備は、高圧ガス保安法の適用を受けており、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全確保を図る必要があります。このため同設備の定期検査実施時において、検査委託業者を含め、保安に関する調査、指導、援助等を受けるため、高圧ガス保安協会に入会し、その下部組織であります、冷凍設備保安協会に負担金として支出しているものです。なお、この負担金3万円につきましては、平等割2万5千円と設備割5千円の合計金額でございます。

○委員長

次に、138ページ、財産管理費、弁護士謝礼金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

138ページ、財産管理費、弁護士謝礼金について、お尋ねをします。この弁護士謝礼金の発生の原因は何でしょうか。

○管財課長

この弁護士謝礼金につきましては、鹿毛馬地内市有土地について、入会権確認請求を求める裁判が新たに原告を鹿毛馬区とした裁判と、原告を鹿毛馬区自治会とする裁判が2件、飯塚市に対して起こされたので、その裁判に対応するための弁護士着手金でございます。

○川上委員

これが着手金なら謝礼金となるわけですか。決算で。

○管財課長

この経常区分につきましては、着手金につきましては、謝礼金で従来計上させていただいております。

○川上委員

これは、謝礼金という枠組みでなければ、備考欄にかけないんですか。着手金とかくと、具合が悪いんですか。

○管財課長

この着手金も弁護士謝礼金の、弁護士費用の一部でございます。着手金、裁判が終わりましては、成功報酬というのがございますが、それも含めたところで、これは謝礼金のほうで計上しております。

○川上委員

全て着手金なんでしょう。この額。そうであれば着手金と書いて、備考欄だから、全然かまわないと思いますよ。款項目にかかるところではないから。そうじゃないですかね。

○財政課長

弁護士の着手金、あるいは成功報酬、全てこの謝礼金で取り扱っておりますので、ご了解ください。

○川上委員

それはもう改めたほうがいいかもしれませんね。決算書というのは、そもそも市民が見て意味がわかるように、できるだけする必要があると思うのですよ。だから細かく書いたっていいんですよ、本当はね。鹿毛馬のこういうことですよとか書いてもいいんですよ、本当は。そうすると分厚くなるから、省略しているのでしょうか。謝礼金と書くか着手金と書くか皆さんの判断でしょうから、今までこうだったから全部そうだという――。市民にとってわかりやすければいいわけですから。それでね、鹿毛馬なのだけど、双方の主張は、どういう主張なのか。今後の裁判の見通しもあわせてお尋ねしておきます。

○委員長

簡潔な答弁をお願いします。

○管財課長

これにつきましては、相手方にしましては、鹿毛馬区地内に存在する168筆、約204万平方メートルの市有地について、共有の性質を有しない入会権を有することを確認することと、飯塚市は鹿毛馬区に対し、金2950万8175円及びこれに対する送達の日翌日から完済に至るまで年5分の割合による金額を支払うこと、そして訴訟費用は、飯塚市の負担とするということを求めております。この2つの裁判、いずれも同じ内容でございます。これに対して飯塚市はいずれの請求にしても、これを棄却することを求める主張をしております。昨日も弁論準備がございました。今、双方、書類、相手方の主張に対して裁判所からの釈明が求められております。次回は12月22日に弁論準備が行われる予定になっております。

○川上委員

飯塚市の顧問弁護士に対する謝礼金ですか。

○管財課長

飯塚市の顧問弁護士に対する謝礼金でございます。

○川上委員

危惧するのだけれども、この事件のほかに、飯塚市の場合は顧問弁護士に頼ってる事件が相当あるわけです。それから、それぞれの業務にかかる相談事項というのもあると思います。それで、この市の顧問弁護士が、これだけ次々に生まれてくる飯塚市の事故、事件について、1人で対応できるのか、顧問弁護士1人で。何でもかんでも顧問弁護士ということで大丈夫なのか、しっかりされた弁護士だと、私は個人的に思いますけれども、業務量が大丈夫かどうかについて相談したことがありますか。そういった角度で物を見て、仕事を分割するということも、よい仕事をしてもらうために、そうしたことも考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけど、どうですか。

○総務課長

今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 12:02

再 開 13:00

委員会を再開いたします。138ページ、財産管理費、アスベスト含有測定手数料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

138ページ、財産管理費、アスベスト含有測定手数料について、お尋ねします。どこをどういう理由で測定したのか、まずお尋ねをします。

○高齢者支援課長

旧筑穂老人福祉センターに対する調査となっております、そちらの施設については建築が昭和53年度だったもので、アスベストが含有しておる可能性がありましたので、調査を行っております。

○川上委員

どこに仕事をしてもらったのですか。

○高齢者支援課長

北九州市にあります、一般財団法人西日本産業衛生会に調査を発注いたしました。

○川上委員

結果は、どうでしたか。

○高齢者支援課長

分析結果については、アスベストは含まれておりませんでした。

○川上委員

それで、どのくらいの期間、時間がかかったのですか。

○高齢者支援課長

平成28年3月に行いましたけれども、5日間で分析を終えております。

○川上委員

この仕事には、資格のある人が必要なのですか。

○高齢者支援課長

資格の有無については確認しておりませんが、契約課のほうに環境測定の役務業者として登録のある業者を選考いたしております。

○川上委員

そういう場合、その業務を行おうとすれば、有資格者が必要ということがあるのかないのか。あった場合は、その存在というか、本当に実在するということを確認する仕事があると思うんですけど、そのようなことについては、どうされましたか。

○高齢者支援課長

そちらの確認については、高齢者支援課では行っておりません。

○川上委員

そうしたら、この仕事は資格のある方が必要かどうかもわからない。そして、実際にいたかどうかもわからないということになってしまったんですね。ほかに高齢者支援課以外で答弁ができる場所がありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:04

再 開 13:05

委員会を再開いたします。

ただいまのアスベスト含有測定手数料については、答弁の準備に時間がかかるため、ほかに質疑があれば、そちらのほうを優先させていただきたいと思います。一応保留ということで、答弁が準備でき次第、再開するというところでよろしく願いいたします。

次に、138ページ、財産管理費、各所測量委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

138ページの財産管理費、各所測量委託料について、お尋ねをいたします。測量箇所数がどれくらいに上るのか、お尋ねします。

○管財課長

今、各所測量委託料も含めてというところで、まず分筆測量委託料につきましては1件、そして各所分筆測量委託料につきましては、これは管財課3件、住宅政策課1件の4件でございます。

○川上委員

各所測量委託料ですね。それで、これは、このくらいの件数であれば、私は市役所自前の測量チームで測量できないのかと思うんですけども、なぜ委託したんですか。

○管財課長

測量につきましては、まず登記に上げて、後々の民間の土地等との境界協議で問題が発生しないように、正確に測量する必要があるでございます。そして測量につきましては、測るだけでなく、測量の結果を数値に変えまして、そして例えば地籍の更正、分筆になりますと新しい土地を表示しておこすというような、その専門的なことは土地家屋調査士が行うことになっております。いわゆる職員が直接すれば、かなりの時間と、それと法務局との協議、それまでの関係者との協議にかなりの時間がかかりますので、土地家屋調査士協会に委託して実施いたしている次第でございます。

○川上委員

私は、市役所が直接測量能力を持っているわけですから、安易に委託しないで、市が直接やる必要があるのではないかと思うんですね。今の話だと、全部で4件でしょう。分筆が4件と言われたと思ったんですけど、いずれにしてもそのくらいの数でしょうから。であれば、なおさら飯塚市独自の測量チームでするべきではなかったかと思うんですけど。今のお話の箇所は、具体的にはどこのことですか。

○管財課長

まず各所測量委託につきましては、3件、これは管財課が実施いたしましたのが、1件が綱分、1件が赤坂、1件が小正でございます。住宅政策課が行ったのが、これが旧大坪住宅、赤坂でございます。

○川上委員

4カ所ですか、そしたら。その4カ所に419万円をかけているわけですね。市で直営でできない理由がありますか。

○管財課長

土地の測量、そして確定測量、分筆測量というのは、後々の境界紛争がないように、いわゆる正確に、ある程度時間をかけて実施されているのが実情でございます。また、受け付けをします法務局の現地調査というのが入りますが、そういう調査についても、結構時間と手間をかけます。1人の職員が1つの測量に入りますと、かなりの時間を食いますし、また時間的にも専門家がするより、時間がかかるというのが現状でございます。仮に、後ほどこの測量の結果で、境界紛争が発生した場合に、その職員の名において、結果を送り込みますので、その職員が退職した後も、その職員が紛争についての境界の責任を持って対応していかなければなら

いということになっております。これを土地家屋調査士協会に委託しておりますのが、この点につきましても、将来紛争が起きたときでも、協会の調査士がやっておりますけれど、この協会で、そういう問題についても、説明をして対処するということになっておりますので、今、委託して業務を実施している次第でございます。

○川上委員

今の話だと、分筆、境界に関しては、特別リスクがあるので、市役所では負わないで、民間に負わせるというような答弁に聞こえるけれど、リスク回避のために民間に委託しておるということですか。どういうリスクがあるんですかね、綱分と赤坂、大坪団地はいいとしても、綱分と赤坂で、例えばどういうリスクが生じますか。

○管財課長

例えば、綱分の部分につきましては、これは国土調査があつていたんですけど、この部分につきましては、周辺の関係地権者の関係で、国土調査ができてなかったところの分について、確定測量をした分でございます。この土地につきましては、全体が1万8900平米くらいある土地でございます。地権者が、飯塚市を含めて6名おりました。そこら辺の測量で、いわゆる境界隣接者との協議等をずっと進めております。当然、国土調査があつていないような状態で1からやるような形になっておりますので、法務局に対する打合せ、提出についても、結構な手間暇がかかります。職員がやることについて、正確さは、どうしても土地家屋調査士に比べては劣りますし、やはり当然時間もかかります。正確を期するというのが、リスク回避というのもありますが、後々、正確な測量をするというところで、測量結果を出すというところで、土地家屋調査士協会に出しているということでございます。

○川上委員

飯塚市職員の測量は、管財課としては信用ができないと。それよりも民間のほうが信用ができるという答弁、驚くべき答弁だけれど。赤坂のほうはどういう事情ですか。

○管財課長

これにつきましては、測量が、国土調査が終わってございましたけれど、境界表示がございませんでした。ですから、国土調査は終わっておりますが、国土調査が終わっている地区につきましては、もともとの、いわゆる基準となる座標点がございまして、そういう座標点からをきちっと計測した上で、また、新たな境界表示を設置しなければなりません。そういうところにつきましても、土地家屋調査士、専門家で正確にできますので、委託した次第でございます。

○川上委員

わかりにくいんだけど、こういうことですか。その境界を設定する上で、飯塚市自身が当事者となっておるので、争い、利害関係が発生するから、その一方の側が測量するわけにはいかないという意味ですか。それで第三者の、という、そういう事情があるわけではないわけですね。どうですか。

○管財課長

今委員御指摘のような事情ではございません。当事者であるから、測量できないということではございません。あくまでも、もともとある土地、赤坂の場合は国土調査という行為が終わっております。そして、各ポイントには、測量用の座標点という、測量データがあります。それを用いて、正確に復元して、境界を敷設しなければいけませんので、そこら辺についても、専門的な土地家屋調査士に委託して、正確で迅速に業務を進めているというところでございます。

○川上委員

最後に、ちょっと思うんだけど。先ほどの答弁について、気になるので、都市建設部長がおられますので、本市の測量能力、正確さ、迅速さについて、管財課の期待に応えられないよ

うな水準にあるのかどうか、お尋ねします。

○都市建設部長

土地の問題、測量につきましては、当然、市の独自の測量機械、パソコンのソフト等も入れておりますので、できる部分については変わりなくできるというふうに思っております。ただ、先ほど、管財課長が申しましたとおり、境界につきましては、まず、現地の現況の調査、それと、現土地の旧字図に基づいて、現地を復元し、それをもとに地権者の方と立会をします。その立会をもとに、再度また測量するというふうな、単純に測量だけすれば終わりという形ではございませんので、先ほど、管財課が申しましたとおり、そういうふうな状況の中で、時間が要すると。測量については、1組2人ないし3人で作業しますので、その部分に係る人件費、日にちが多分にかかるというふうには思っております。測量については、できないことではないというふうに思っております。

○委員長

次に、138ページ、分筆測量委託料について、飛ばしてしまいましたが、この件について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

今の、138ページ、財産管理費、分筆測量委託料について、お尋ねします。

○住宅政策課長

分筆測量委託料につきましては、市営勝盛住宅の敷地の一部を売却するために、分筆測量を実施いたしましたものでございます。面積は340平米でございます。

○川上委員

これも委託なんですね。これは、先ほど質問したのと似たような感じになりますけれど、どこに委託したんですか。

○住宅政策課長

社団法人 福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会北部事務所でございます。

○川上委員

委託料が28万5千円余なんですけれども、飯塚市でできない測量ですか。

○住宅政策課長

住宅政策課としては、そういう技能を有する職員は当然ございません。関係部署に、というよりも、管財課長が申されますように、正確、それから法務局の登記事務等々を含めまして、こちらの事務所に委託していることでございます。

○川上委員

都市建設部長、どういう測量は市です、測量チームです、どういうものはしないというように、何か決めごとがありますか。

○都市建設部長

具体的に、そういうふうな取り決めはございません。

○川上委員

通常、管財課にしる、住宅政策課にしる、それは正確さ、迅速さは当然要求されますよね。先ほど、分筆の、国土調査の関係で言えば、前後の流れの関係もあって、さまざまな手続きがというようなことが、当然のことですけれども、説明としてはついてきましたけれど、勝盛住宅のことについては、金額にしても、あまり変わらないか。このくらいの額でしょう。こういう仕事が、市の測量チームをつくってできないという理由はないと思うんですよ。都市建設部長ないし土木管理課のほうに、相談が1度あって、できませんと言う返事だったんですかね、これは。それとも、いきなり28万円程度のことだったら、課長決裁で出したんでしょうか。どうなんですか。

○住宅政策課長

都市建設部内での測量に関する調整、依頼等はいたしておりません。このような測量委託につきましては、先ほどと同じ答弁になりますけれども、正確さ、迅速さをあわせて、法務局への登記事務を含めたところの委託料ということになっておりますので、測量だけということではないというふうに理解しております。

○川上委員

今いろいろ、管財課にしろ、住宅政策課にしろ、おっしゃいましたけれど、市役所でできる仕事だし、しなければならない仕事だろうと思うんですね。そのことを、これについては指摘をして、この質問を終わります。

○委員長

次に、138ページ、財産管理費、都市計画事業代替地管理費負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

138ページの財産管理費、都市計画事業代替地維持管理費負担金についてということなんですけれど、ちょっとわかりにくいですね。説明をまず求めたいと思います。

○都市計画課長

これにつきましては、東町商店街アーケードの維持管理に係る負担金でございます。街路事業の代替用地として取得した土地が、アーケードに面しているため、その間口分の維持管理費を負担しているものでございます。

○川上委員

間口分を負担するというのは、商店街とでは、どういう約束事になっていきますか。

○都市計画課長

この部分につきましては、アーケードの維持管理に係る費用といたしまして、平成7年3月に東町商店街と、アーケード使用に関する覚書を締結し、負担金を支出しております。

○川上委員

田中耕介市長の時代ですね、旧市の。それから少し時間がたっているんだけど、見直しというのは検討されたことがありますか。

○都市計画課長

見直しについては、検討はいたしておりません。

○川上委員

それは、商店街のほうの間口負担の基礎となる数字が変わっていないので、飯塚市も、通常の商店と同じような立場で、見直しというふうにはしていないということですかね。

○都市計画課長

負担いたします金額については変わっておりませんので、見直しについては協議をしておりません。

○委員長

次に、138ページ、財産管理費、伊岐須会館運営費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この件については、総括、人権同和問題のことについて質疑がありますので、そちらのほうにまとめたいと思いますので、取り下げます。

○委員長

次に、140ページ、企画費、市民活動推進費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

140ページ、企画費、市民活動推進費について、お尋ねをいたします。この976万5千円なんですけれども、委託先をお尋ねします。

○まちづくり推進課長

指定管理に出しております、特定非営利活動法人 市民活動ネットワーク e-ZUKAでございます。

○川上委員

それは、NPOということなんだけれど、どういう団体ですか。

○まちづくり推進課長

この団体は、飯塚市ボランティア推進協議会の設立の折に、市のモデル施策の提言がなされ、活動を始められた、連携された組織で、さまざまな分野を網羅されたネットワーク組織で構成されております。

○川上委員

業務の評価としては、業務の評価というか、事業の評価というか、全体としてはどのように評価されていますか。

○まちづくり推進課長

交流プラザの設置目的である、市民活動の支援や市民活動、国際交流、大学との連携したまちづくりのための活動を適切に実施をされていると思っております。

○川上委員

あいタウンの2階なんですかね。それで、別の項目で、市民交流プラザ管理費負担金568万円余が出ておりますけれど。これはどういう性質の負担金ですか。

○まちづくり推進課長

市民交流プラザ管理負担金につきましては、あいタウンの中に設置してあります関係で、施設の土地代、これが106万1532円、修繕積立金が29万3040円、損害保険料が4万3670円、共益費が298万8540円、駐車場管理負担金が128万808円及び管理業務委託料が2万822円の1年間の分でございます。

○川上委員

1年間に賃料が568万円余、567万円ということですか。

○まちづくり推進課長

地代はあくまでも年間106万1532円です。

○川上委員

毎年、この567万くらいを払わないといけないわけですね。そうなんですか。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○川上委員

累積でどのくらい、この負担金を払っていますか。

○まちづくり推進課長

約8280万円ほどになります。

○川上委員

そうすると、この事業は、今後はどういう方向ですか。

○まちづくり推進課長

この施設の必要性については、当然、継続していかなくてはならないと思っております。ただ運営形態については、どうしていくかというのは、今内部で協議を進めているところでございます。

○川上委員

あいタウンについては、かなりの巨費を投じて整備をしたんですね。今後の方向性については、中心市街地活性化事業とのかかわりもあってのことだと思いますけれど、無駄遣いを許さない方向で検討してもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

次に140ページ、企画費、飯塚国際交流推進協議会補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

140ページ、企画費、飯塚国際交流推進協議会補助金について、協議会の目的、それから構成をお尋ねします。

○地域政策課長

本協議会の設置目的でございますが、本協議会は地域に密着し、市民が主体となった国際化を図るため、国際化に対する意識や相互理解を深め、国際社会に向けた人づくり、地域づくりに寄与するとともに、会員相互の友好を推進することを目的としてつくられたものでございます。構成会員としましては、14団体ございまして、飯塚トーストマスターズ、留学生フロント、飯塚友情ネットワーク、二瀬公民館、二瀬留学生支援センター、筑豊SGG、ユリシス、飯塚青年会議所、商工会議所、九州工業大学のイヅカキャンパス留学生会、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、飯塚高校、福岡県国際理解教育研究会の14団体となっております。

○川上委員

活動状況については大体わかります。そこで、補助金の内訳をどうしてこういう額になっておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○地域政策課長

本事業の活動としましては、27年度の決算ベースで言いますと、事業費ベースで約70万円となっております。歳入につきましては、授業料の収入等で25万9千円、約26万円ほどとなっておりますが、全体の事業費としてスピーチコンテスト等収益のないものもございまして、そういった事業を円滑に行うためということで、今の25万6千円という補助金を算出いたしております。

○川上委員

少ない補助金で、事業としては大事な事業がされてるんじゃないかというふうに思います。この質問を終わります。

○委員長

先ほど保留しました財産管理費、アスベスト含有測定手数料について、答弁の準備ができていますので、答弁をいただきたいと思っております。質問の内容は把握されておりますよね。

○建築課長

アスベストの調査につきましては、調査の資格といたしましては、建築物の石綿含有建材調査者というもので調査を行います。調査機関に環境測定の検査を出しまして、そちらのほうから作業環境測定機関としての認定を受けた機関のほうから、アスベストの環境測定に基づく調査をいたしまして、そちらの専門機関のほうから発行されるような形での報告の流れとなっております。

○川上委員

その資格を持つ人の存在は、どうやって確認していますか。

○建築課長

当然ながら、その資格者のものにつきましては、そちらの会社のほうから報告書の中に検査者の名前が記載されておまして、そちらのほうの法的なもの、基準に照らしあわせた形での

検査機関からの報告書という形になっております。

○川上委員

ですから、向こうから、資格を持つよという証明のある文書が来るわけでしょう。うちのこういう職員は、こういう資格を持っておりますという証明付きで契約を結ぶんでしょう。どうですか。

○建築課長

まず、採取その他、アスベスト自体の採取につきましては、石綿の建材調査者という資格がございます。それと今、委員ご質問のその会社の資格者の云々なんです、その会社自体が作業環境測定機関としての登録を受けておるということで、その中での資格者ということのものについては、明確なものは、今こちらのほうにはちょっとございません。

○川上委員

契約するんだから、その会社がそういう指定されているというのは、当然のことだと思うんですよ。仕事をする際については、資格者がいるわけでしょう。その資格者が誰なのか、本当にいるのかというのを、確認する仕事が、市側でいるんじゃないかと思うんですよ。変なことを言うなと思われるかもしれないけども。例えば、過去あったことなんです、飯塚市で。委託で仕事をしてもらうんだけど、資格が要ります、環境関係で。その会社は、この方が資格を持つ方ですというのを市に提出する。しかし、その方は何年も前に退職してその会社にはいなかったということがありましたね。それはだまされたほうが悪いんですかとなるんだけど、だまされたほうも悪いよね。それによって職員の労働環境だとか、訪れる市民の方の健康にも影響がある可能性はあるわけです。それは少しの例ですけども、こういう、何でも委託する。しなければならぬものもあるでしょうけれど、その際に、国などによって認められた資格が必要な仕事については、その資格者が誰なのか。そして、現実にはその人が仕事をしてくれるようになっておるのか。また出てきたものが、その人がした仕事なのかということを確認して、これは安全だとか、そういう評価をするべきだと思うんですよ。そういう意味では、委託を出してしまえば、市役所の仕事は帳面消しというか、仕事は終わりというわけにいかないということを考えてもらいたいというふうに思うんですね。特に、職員や来訪者の健康に関することについては特別に考えないといけないんじゃないかと、来訪者というか、市民と言いましょね。これは指摘しておきたいと思います。

○委員長

次に140ページ、企画費、合併10周年記念事業費について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

企画費の合併10周年記念事業費について、お尋ねをいたします。この記念事業で、市のイメージソングとして、市の歌が作曲されておりますけれども、3月の記念事業のときに私も聞かせていただきました。コーラスの団体の方たちによるすばらしいお披露目でございましたけれども。いい歌だとは思いますが、普段口ずさむ歌としてはちょっと難しいかなと。今後、市民が口ずさめるような、そういった歌の作曲等が計画されておるのかどうか、お尋ねいたします。

○総務課長

今回、合併10周年記念として、市の歌、いつかの里飯塚をつくりましたが、市民の皆さんにとってはまだ馴染みの薄い歌であることは感じております。そのため、先日開催されましたI Love遠賀川などのイベント会場でBGMとして流していただいたり、小中学校の行事の際にCDを流すことやブラスバンドの合奏の際に演奏していただけるよう、校長会をお願いしております。また、市の歌のメロディを何気なく親しんでいただけるよう、10月11日から正午と夕方のチャイムとしてオルゴール版を防災行政無線を通じて流しております。普通

の人がもっと気軽に口ずさめるような市の歌をつくる計画があるかのご質問ですが、今回は合併10周年を記念してつくったものであり、現在のところ、計画はしていないところです。皆さんが気軽に口ずさむには難しい曲とは思いますが、すばらしい曲ができ上がっておりますので、皆様にもっと親しんでいただけるように、できる限り、さまざまな場面で市の歌を流したり、演奏していただいたりして、広めていきたいというふうに考えております。

○委員長

梶原委員、すみません、質疑がちょっと決算審査外になっていますので、ご意見があるようでしたら、ご意見にとどめていただければと思います。

○梶原委員

計画していないということですが、今後、市民が気軽に口ずさめるような歌、また、同僚議員がいつも言うておられます、ゆるキャラについても、今後検討していただいて、来年、予算に反映できるような形で取り上げていただきたいと思います。

○委員長

次に、140ページ、企画費、記念事業実行委員会補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

140ページ、企画費の記念事業実行委員会補助金についてなのですが、構成を聞きたいのですが、目的もあわせてお願いいたします。

○総務課長

この補助金につきましては、当初、公募による市民や各種団体、市職員等で構成する実行委員会を立ち上げ、いろいろな企画提案をしていただきまして、事業実施していくことを考えておりましたが、事業の見直しを行いまして、飯塚市体育協会、飯塚観光協会、飯塚文化連盟に飯塚市合併10周年記念の冠を付けた事業を実施してもらい実行委員会を結成していただき、28年度をまたいで、観光、文化、スポーツ、教育4分野での合併10周年記念イベントなどを実施、また、12地区のまちづくり協議会が、それぞれ実施する合併10周年を記念した事業への補助などを行うこととして、27年度におきましては、観光イベント事業として、飯塚桜灯まつりに、30万756円、市の歌をつくりましたので、これを広めていくために、市の歌の録音を行い、CD500枚を作成、これに99万8488円。各イベントにおいて配布する観光パンフレット3千部の作成、これに24万3756円。計154万3千円を補助いたしました。

○委員長

次に、140ページ、企画費、記念品料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

140ページの企画費、記念品料について、内容がわかりませんので、533万円余の内容説明を求めます。

○まちづくり推進課長

この記念品料につきましては、ふるさと応援寄附事業、いわゆるふるさと納税において、飯塚市に対し、生まれた故郷に恩返しをしたいとか、飯塚市を応援したいと言って、1万円以上の寄附をしていただいた方々に対し、本市の特産品や名物、自慢の品などをお礼の品、いわゆる返礼品としてお届けした費用でございます。

○委員長

次に、140ページ、企画費、総合戦略策定有識者会議委員謝礼金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

140ページ、企画費、総合戦略策定有識者会議委員謝礼金についてお尋ねをいたします。総合戦略というのが言われているのですけれど、この策定の目的を、まずお尋ねします。

○総合政策課長

総合戦略につきましては、昨年、国のまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、飯塚市のほうでも策定をいたしております。少子高齢化、人口減少社会におきまして、継続できるまち、地方活性化を目指しまして、策定した計画でございます。

○川上委員

名称が、戦略とかいう表現になっていて、前々からなじまないなど。今言われた目的との関係で言えば、総合計画とか、総合計画はほかにあるじゃないかということになるかも知れませんが、もう少し、戦闘で使うような言葉でない、何て言うかな、飯塚に引っ越して子どもを育てたくなるような、いろんな気遣いがあると思うのだけれど。そんなことを考えておりました。有識者メンバーという方々については、どのように選定しているのですか。

○総合政策課長

この委員の選考につきましては、先ほど申し上げました、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、今回、総合戦略を策定することといたしております。この策定過程におきましても、国、内閣府のほうから通知、通達が来ておりまして、この戦略の策定につきましては、住民代表、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働機関、報道機関等々、いわゆる産官学金労言という分野の委員さま方で構成するよう通達等が参りまして、本市におきましてはそれに従いまして、選考したところでございます。

○川上委員

それで、住民とか産業界とかあるのだけれど、その方々をどのように選定しているのかということなんですけれど。

○総合政策課長

ただいま申し上げました産官学金労言で、本市にあります、いろいろな各種団体それから頭脳資源等々から、当然のことながら、3大学、飯塚市にございます近畿大学、九州工業大学、近畿大学九州短期大学及び住民代表として各自治会、それから女性団体、民主団体合わせまして、商工会議所等の商工団体、産業団体、福祉団体のほうに依頼をいたしまして、委員の選出をお願いしたところでございます。あわせまして、大学生のほうにも参加をいただいております。各大学から3名の大学生にも参加をいただいたところでございます。

○川上委員

工夫がなされている面があると思うんですけれど。ほかに市の審議会が幾つもありますけど、審議会の委員と兼任していない方というのはどれぐらいありますか。

○総合政策課長

飯塚市の審議会につきましては、できるだけ多くの市民の皆様、有識者の方に参加していただくため、同一の方が複数の審議会の委員となることのないよう、いろいろ取り組んでいるところでございます。そのような中で今回の委員におかれましては、住民代表として参加いただいていた自治会、それから大学の先生におかれましては、他の委員と重複されている方がおられます。

○川上委員

考え方としては、できるだけ兼任は避けてということなのだけれど、自治会とか、特に大学とかは、幾つも兼任している方がおられるってということですかね。

○総合政策課長

審議会の性質にも、その目的にもよるかと思っておりますけれども、基本的に依頼する場合におきまして、それぞれ依頼をしております。そういった中で、極力努力しておりますので、そう多

くの方々が重複しているとは考えておりません。

○川上委員

できるだけ兼任というのは避けたいという意向だということを聞いておいていいですか。

○総合政策課長

ご指摘のとおりでございます。

○委員長

次に、142ページ、企画費、ふるさと応援寄附業務代行委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

142ページ、企画費、ふるさと応援寄附業務代行委託料について、伺います。先ほどの記念料との関係があったので、合わせればよかったのかなと反省していますけれども、業務内容をお尋ねします。

○まちづくり推進課長

業務内容につきましては、昨年の12月10日からインターネットの専用サイトで運用を行うことにより、その業務手数料を支払っております。業務の内容につきましては、受付サイトの運用、寄附申し込みの管理、お礼の品の開発・管理、お礼の品の発送、問い合わせ等の対応等となっております。

○川上委員

この際ですから、ここで聞いてもいいですかね。ふるさと応援寄附金については、寄附金の総額と、この代行委託料を含む事業にかかる支出とのプラスマイナス、バランスはどうかわかりますか。今、答弁できますか。

○まちづくり推進課長

バランスシートをいうことですが、平成27年度の実績では2794万9100円収入が上がっております。それに対しまして、支出が、人件費は除かせていただきますが、先ほどの業務委託料が約100万円と、それ以外の業務にかかります経費が757万円ほどかかっております。差し引きで、プラスにはなっているかとは思っております。

○川上委員

もう1つ、関連してお尋ねできればと思うのですが、この寄附金の総額とふるさと応援寄附金ということで、飯塚市民がよその自治体に寄附する、それによる市税の減などとのバランス、プラスマイナスはわかりますか。

○まちづくり推進課長

市民税になりますが、昨年1年間で飯塚市民が他の自治体にふるさと納税をされました分は、1641万3014円となっております。

○委員長

続いて、142ページ、企画費、総合計画策定支援委託料について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

142ページの企画費、総合計画策定支援委託料についてです。今年度についてはお聞きしておりますけれども、昨年度も、この委託先は同一かと思っておりますけれども、どこかお尋ねします。

○総合政策課長

委託先は「パシフィックコンサルタンツ株式会社九州支社」でございます。

○川上委員

委託料はどのように算定し、予算どおり払ったんでしょうけれども、この委託料の理由について、基礎についてお尋ねします。

○総合政策課長

支援業務の委託につきましては、ご承知のとおりプロポーザル方式によりまして、業者選定を行っております。今回につきましては、2者より応募がございまして、選考してまいりました。業務の内容でございますけれども、この総合計画を策定するにあたりまして、市民の皆様方へのアンケート調査及び審議会等々の開催、ワークショップ等々を開催してまいります。そのような業務の支援という形で委託をしております、それぞれの会議に関する出張旅費、それから議事録の取りまとめ、アンケートの発送、集約分析等々により積算をいたしたところでございます。

○委員長

次に、142ページ、企画費、総合戦略策定支援委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

142ページの企画費、総合戦略策定支援委託料について、お尋ねします。これは委託先はどこですか。

○総合政策課長

こちらにつきましても、「パシフィックコンサルタンツ株式会社九州支社」でございます。

○川上委員

委託料、どうしてこの金額になっているか、お尋ねします。

○総合政策課長

本件の支援業務につきましても、先ほどの総合計画と同様でございますけれども、27年度に総合戦略を策定するにあたりまして、先ほどご質問の有識者会議等々の開催に関する業務委託、この総合戦略、昨年10月に策定いたしました、この印刷費等々を含んだ中で委託をしたところでございます。

○川上委員

この総合計画策定支援委託、それから総合戦略策定支援委託と委託先が同じというふうに言われましたね。これは、どちらが先に委託になったんですか、一緒にしたんですか。

○総合政策課長

本件につきましては、結論から申しますと同時にプロポーザルで選考いたしました。なお、本件につきましては、総合戦略及び総合計画の策定予定がございましたので、同時にすることで経費の削減に努めたところでございます。

○川上委員

この会社は、本社がどこで、どういうことをしている会社ですか。

○総合政策課長

この会社につきましては、コンサル業務をしております、全国的に支社等を所有する会社で、東京に本社があったかと記憶しております。詳細につきましては、申しわけございません、手元に資料を持ち合わせておりません。ただ業務内容といたしましては、宮崎市、佐賀市、山口県下関市等々の総合計画の策定業務等の実績がございます。

○川上委員

それで、その総合戦略のほうの委託先決定はどのように行いましたか。

○総合政策課長

先ほど申し上げましたとおり、同時に委託のプロポーザルを実施いたしました。その中で総合戦略につきましては、ご承知のとおり、昨年の国の法律に基づく全国で一斉に取り組んだ業務でございまして、それとあわせまして、総合計画を委託したものでございます。

○川上委員

同時にというのと、一体にというのとは別の話でしょう。同時に一括して、プロポーザルをかけたのか、同時に別々にかけたのか。ちょっとわかりにくかったんで。

○企画調整部長

先ほど担当課長が申しますように、総合戦略が先でございます。当然、翌年度に総合計画の策定が続いていきますものですから、アンケート等の調査等も総合計画を踏まえた調査をするということで、総合戦略のプロポーザルでございますけれども、総合計画を引き継いで策定していただくというもとに条件のもとにプロポーザルを行っております。

○川上委員

そうすると、1084万円の総合戦略の委託料は、2者プロポーザルで競争したっていうんでしょう。お金の処理はどうなっているんですか、これ。総合計画も一体でプロポーザルかけたということですか。お金だけ分けた項目で決算出しているわけですか。

○総合政策課長

すみません、説明が不足しております。総合戦略策定、まずこの委託契約でございますが、これは、契約期間としては27年12月28日といたしております。これは、昨年10月に総合戦略を策定するというので、進めておりましたので、こちらの契約については27年12月28日でございます。もう一方の総合計画に関する業務委託に関しましては、本年度も策定中でございますが、27年5月26日に契約いたしまして、27年度末の3月31日までという形で、契約としては、全く別の契約で業務内容もそれぞれ委託をいたしておるところでございます。

○川上委員

競争があったのはどこですか。総合戦略は2者で競争したということですか。で、こちらのほうが契約日が後ということになってないですか。最初の答弁では、総合計画が、2者で競争したと聞いたんだけど、部長の答弁では、総合戦略のほうが2者で競争したというふうに聞こえて、ちょっとわかりにくい。契約日は総合計画が27年5月26日で間違いないんですね。総合戦略のほうは12月28日で間違いないんですか。あなた方の説明だと、5月26日のほうが2者で競争して、総合戦略のほうもパシフィックが取ったというふうに聞こえますけれども。今の理解でいいんですかね。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:06

再 開 14:07

委員会を再開いたします。

○総合政策課長

まず、総合計画策定委託の業務につきましては、4月17日に応募を開始いたしまして、5月8日に提出期限を設け、一次審査を行っております。契約の締結日は平成27年5月26日でございます。先ほど、私申し上げましたのは、契約日は同日でございますが、プロポーザルとしては、一緒に行っております。で、終期、契約の履行日が異なっております。総合戦略につきましては、契約履行期限を平成27年12月28日といたしております。総合計画につきましては、今年度も継続しておりますが、年度末の28年3月31日としておりまして、契約日としては同時にしておりますけれども、終期、納期限としてはそれぞれ業務を別といたしております。

○川上委員

そうすると、昨年の決算年度の4月から5月にかけてプロポーザルでパシフィックが両方とも仕事を受けたということなんですか。選定は1回で終わっているということなんですか。そ

れで、総合計画については、もちろん今年度まで引き継いでいるということなんですね。それでね、このパシフィックという会社なんですけれど、事業の評価としてはどうですか。

○総合政策課長

成果品等とも、納品が既に総合戦略ではなされております。総合計画につきましても、現在策定中ございまして、支援といたしまして、事務局等々から依頼する面につきましても、速やかに回答をいただいているところでございます。

○川上委員

市としてはおおむね満足がいく業者ということなんですか。

○総合政策課長

現時点ではそのように考えております。

○川上委員

この会社のことは余り知らないでしょう。プロポーザルで出た企画提案だけで、選定したのでしょう。この会社がどういう会社が知らないで、今も知らないでしょう。全体把握していません。

○総合政策課長

当然プロポーザルの時点におきましては、会社概要等々で提出いただいておりますので、募集要綱に従って、提出していただいたということについて、了解しているところでございます。

○委員長

次に、142ページ、地域振興費についてですが、公共交通についてという項目はないんですが、江口委員、ちょっとご説明いただいてもいいでしょうか。

○江口委員

142ページ、地域振興費、公共交通と書いておりますが、コミュニティバス等運行費についてお聞きいたします。成果説明書のほうの22ページ、23ページにコミュニティバスの運行事業並びに予約乗合タクシーの運行業務に関する成果説明がございまして。また、あわせて資料のほうの15ページから19ページにかけて、同じく運行実績等々の資料を提出していただいております。コミュニティバス並びに予約乗合タクシー、そして街なか循環バスについてなんですが、目標、コミュニティバスに関しては、目標に関しては利用者数2万2千人、これは、成果説明書に書いてございまして。2万2千人を目標とする、そして、1人当たりの運行経費については千円を目標とするとなっております。利用実績としては、平成27年度は2万863人で、運行経費としては、目標千円に対して1521円です。予約乗合タクシーに関しては、4万4千人の目標に対して、実績が4万2791人、運行経費千円の目標に対して1522円というのが現状であります。ただこの双方の事業等を見ても、成果に関しては利用実績については、目標にはほぼ達することができた。これはコミュニティバスのほうですね。そして予約乗合タクシーに関しては、導入後は、利用機会の平等により、利用者の偏りが減少し、市の広範囲で利用可能な環境ができています。実績は目標に達していないが、利用状況を鑑みると、実施目的にあった市民の移動状況がみられ、利用者満足度も高いことから、一定の意義、成果は上がっている、という評価がなされています。果たして、これは本当にそのような状況なのか、改めてこの成果というのに関する考え方をお聞きいたします。

○商工観光課長

まず、予約乗合タクシーでございまして、目標値4万4千人となっておりますけれども、本年度実績として4万2791人ということで、毎年ですけれども、少しずつは目標値に達してきているということで、成果が挙がっていると認識はしております。また、コミュニティバスにつきましても、目標値2万2千人に対し、本年度実績が2万863人ということで、こちらについても目標値のほうに近づきつつあるということで、ある程度の成果が挙がっているとい

うことを認識しております。

○江口委員

もう一つ、街なか循環バスに関しては、成果説明書にはございませんが、どのようにお考えでしょうか。

○商工観光課長

街なか循環バスについても、ここにはございませんけれども、目標値は1万人ということで設定しております。結果としては1万1859人ということで、こちらについても一定の成果があったというふうに認識をしているところでございます。

○江口委員

3つの事業とも、担当課としては成果が挙がっているという評価なのですが、果たしてこれは正しいのでしょうか。例えばコミュニティバスについてでございますが、目標2万2千人ではありましたが、運賃としていただくのは確か200円ですよね。1回乗車200円で間違いないですかね。対して利用者1人当たりの平均運行経費に関して1521円でございます。1回当たり1300円強の赤字が出る事業であります。片一方では、予約乗合タクシーに関しては300円の乗車料金に対して1522円がかかる事業であります。街なか循環バス、これ使った経費1417万7千円強でございますが、対して運行収入としては89万6400円。90万の収入になるんです。これが本当に成果が上がっていると認識していいのかどうか。それをもうちょっと考えなくてはならないと思っています。予約乗合タクシーに関して、利用者の偏りが減少し、ということがございました。予約乗合タクシーについては、確か予約の回数制限があったかと思うのですが、そのあたりはどうなっておりますでしょうか。

○商工観光課長

偏りと申しますのは、地区ごとに偏りがございますけれども、現在の予約は1週間内で8回までの予約が可能という形になっております。

○江口委員

当初は週8回ではなくて、週4回の予約しか受けないよって話だったかと思いますが、いつこれは変わったのでしょうか。

○商工観光課長

平成26年度の運行から変更いたしております。当初は、新規の運行でありましたことから、利用状況も不明であったため、往復で2回程度の予約が多いと推測したのですが、1日の利用で4回を超える希望も出てきましたことから、利用者の要望を受け、地域公共交通協議会にはかり、変更した次第でございます。

○江口委員

予約乗合タクシーについて、引き続きお聞きいたしますが、追加資料の17ページのほうに、利用頻度の統計を出していただきました。登録者総数が9689名で、ここに利用頻度累計というふうな形がありまして、利用なしが6659人、約7割が利用したことないのです。対して、それからずっと行って、10回までの利用しかしたことがない方で累計すると、ざっと8千人を超えるわけです。となると、11回以上の利用は1500人とどまるわけです。ヘビーユーザーの方々もおられます。100回以上が454人ってあるのですが、この100回以上の方々に関しては、どのような属性の方が利用されていて、何回程度利用されているのか、お聞かせください。

○商工観光課長

100回以上利用されてある方、ヘビーユーザーの方は確かにおられまして、主に高齢者の方、属性としても高齢者ってことくらいしかわかりませんが、多いということになっております。それで、ヘビーユーザーの方に関しましては、主に100回から150回の方が1

43名で1.48%。151回から200回までの方が98名、全体の1.01%。201回から250回が50名で、0.53%という状況でございまして、一番多い方で2千回という方が1名おられまして、0.01%というデータが出ております。

○江口委員

2千回近い方がおられるわけですね。対して、0回という方が7割近くおられるわけです。この事業の目的は何だったのかということを考えると、このあり方はそのままいいのかどうかについては十分に見直さなくてはならないと思っています。単純に考えたら、1回当たり1300円、その方は得するわけです。ですよ。1回当たり1300円、その方に行政としてコストを支出するわけなんですけれど、お一人の方に2千回近く1300円払うのと、片や0円の方がこれだけおられる、ないしこの飯塚市民13万人ですから、そのうちの1万人が登録しておられるわけですので、利用されていない方が圧倒的に多いわけです。そうすると、果たしてこのような利用の状況が正しいのかどうか。当初から、これを導入するときに安いタクシーをつくることになったりはしないだろうかという懸念がございました。そのことと、十分バランスを考えないと、目的と実際にあらわれるものがバランスしない状況になりかねません。その点については改めて検討すべきだと思うのですが。まず予約乗合タクシーについては、平成27年度ないし、平成26年度では、どのような検討がなされて、どのような改善がなされたのか、お聞かせください。

○商工観光課長

平成26年度の変更点でございますけれども、移動できる施設、区域外にある病院とかショッピングセンターとか、そういうところにも利用できる場所をふやしております。それから、予約件数、1週間につき4回だったものが8回というふうにふやしたというところでございます。主な変更点としてはそういったところでございます。

○委員長

平成27年度は変更点はなかったのですか。

○商工観光課長

27年度については、特に大きな変更はなく、26年度と同じような形での運行をいたしております。

○江口委員

やはり運行できるエリアのことも大切なのですが、利用状況がどうなのかというやつを詳細に検討しないと本当にまずいと思っています。利用状況でもう1つ見えるのが、この予約乗合タクシー、使っておられる車のサイズは10人乗りのジャンボタクシーだったと思いますが、その点は間違いございませんか。

○商工観光課長

そのとおりでございます。10人乗りではありますが、運転席と助手席は空きますので、実際には8人の乗客を乗せての運行ということになっております。

○江口委員

17ページに予約乗合タクシーの乗合乗車の件数を出していただいております。28年3月の数字であります。27年度の最後のときです。これ1カ月しかデータがないというのは、確か手で拾ってもらわなくちゃならないからということでしたよね。自動で集計できなかったからということで、間違いはないですかね。

○商工観光課長

そのとおりでございます。手作業で拾った数字でございます。

○江口委員

手作業での作業ありがとうございました。これを見ると、1人、2人、3人、4人ですね。

ここまでの乗車が、はっきり言ってほとんどなのです。というよりも、基本1人2人なんですよ。2千件、お一人の方、1回走るときにお一人だけの乗車だったのが2千件です。72.46%お二人乗車されたのが、560件。20.29%。3人が127件の4.6%。4人、48件の1.74%。これからずっと0.何%っていうのが続くわけです。となると、やっぱりこの状況を考えると、10人乗りの車でいいのかどうか。当然のことながら考える必要があるかと思うのですが、そういった検討はなされていないという理解でよろしいですか。

○商工観光課長

3人以下での利用が多いことも、十分認識はいたしております。このことから、前回の運行形態の見直しですね、平成26年度に予約乗合タクシー使用車両のダウンサイジングに関しまして、検討したことはございます。しかし、地区によりましては、ほぼ毎日4人以上の利用があることもありまして、前回の見直し時点では、変更を見送っております。しかしながら、次回の見直し時期には再度検討が必要であるのではないかと考えております。

○江口委員

この予約乗合タクシー、確か3カ年での契約で、今年度が中間の年ですよ。前回の見直しのときに4人の地域もあった、じゃあ、その4人の地域でジャンボタクシーをそのままやる、そうではない地域に対しては通常のタクシーに再度替えるといったことが必要だったのではないかと考えています。同様なことがコミュニティバスにも言えるのではないかと考えます。コミュニティバスの運行実績、同じように19ページに運行便別の利用者数を出していただきました。そして並びに各路線の最大乗車区間、最大人数ですね、バスが走るときに、同時に一番乗っていた人数は何人だろうというやつを出していただきました。颯田・飯塚線においては平成28年2月4日に、二瀬公民館からイオン穂波店の間で20人乗っていた。庄内・飯塚線に関しては20人乗っていた。筑穂・飯塚に関しては26人乗っていたという数字がございしますが、こうやって大きい数字もあるんですけども。その下の運行便別利用者数ではそれぞれ11.4人とかくらいから、低い数字でありますと颯田・飯塚線の5便、平均0.7名ですね。それと筑穂・飯塚線の6便、1.1名並びに颯田・飯塚線の4便と6便、1.9名、1.7名。庄内・飯塚線の5便の1.3名等々がございします。この部分に関しても、バスのサイズを、当然のことながら、検討すべきであったと思いますが、この点についてもなされていないということでよろしいでしょうか。

○商工観光課長

コミュニティバスにつきましては、サイズの変更は検討しておりません。

○江口委員

サイズ変更していなかった、検討していなかったということなんです。コミュニティバスとかについても、どこからどこまでやるんだろうという基準を考えなくてはならないと思うわけです。路線を維持するのに対して、最低、このくらい的人数が乗らないと、やっぱりコミュニティバスとしては維持すべきではないよね、であるとか、そういったものに関しては何らかの基準があるんでしょうか。

○商工観光課長

1日当たりの乗車人数についてはございませんけれど、バス停につきましては、一応、バス停の配置基準を乗降客数が1日あたり0.2人を下回る場合は、撤去の対象として検討することといたしております。

○委員長

江口委員にお願いします。一般質問みたいになってきているので、ぜひ決算の金額なり何なりに基づいて質問していただいてよろしいでしょうか。

○江口委員

しっかり決算をやっているとってはいるんですが。現実にはこれだけの偏りがある。そして今、バス停について、1日あたりで0.2人を下回ったらという話でしたが、0.2人というのは、1週間、月曜日から金曜日まで運行して、1人乗れば、そのバス停は維持をするという部分でございませう。そうすると、果たして本当にそれが正しいのかどうかですね。その点についてきちんと考え直さないと、ある意味、ある方だけが、本当に一部の方だけが得をして、大多数の方々はこの公共交通に対する費用を払うだけになりかねませう。もともとそれが目的であったはずではないはずでせう。その点について、しっかりとした検討をしていただきたいと思っております。

○委員長

次に、142ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行費について、田中委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

同じく142ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行費について、お尋ねをいたします。ただいまの質問と若干重複する点もあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。この成果説明書を見ますと、22ページのコミュニティバスに関しましては、成果と課題の、課題の部分、市民からさまざまな要望があると、多数寄せられているという表現をされておりますが、どのような要望があるのか。そして、利用者に向け、改善内容を検討すると思っておりますが、どのようなものなのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

要望の収集につきましては、地域公共交通協議会の委員であります、各まちづくり協議会の代表の方や各団体の皆さまに収集いただいております。多くお聞きするご要望は、バス停の増設とか運行ルート、ダイヤの変更等のご要望が寄せられております。

○田中裕二委員

バス停の増設、運行ルート、ダイヤの変更等の要望があるということでございますけれども、この運行ルートの変更にも関係してまいりますけれども、以前から一般質問等でも要望させていただいておりました、筑穂地区のまちづくり協議会から内野地域へのコミュニティバスの乗り入れ、延伸についての要望があったと思っておりますが、この点に対しては、この要望に対しては、どのようなことになったのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

27年度中にそういう、委員がおっしゃいます要望がございまして、これを受けまして、筑穂地区桑曲線と申しますが、このスクールバスにおきまして、平成28年8月より一部の便におきまして、一般市民の方も乗車できる混乗運行を開始しております。

○田中裕二委員

もう1つの要望の中にバス停の増設という要望があつているということでございますけれども、先ほどもご質問でもありましたけれども、このバス停の改善については、どのような過程で行っているのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

バス停増設等のご要望に関しましては、個人個人のご要望になりますと、検討箇所も増大し、非効率な運行になるおそれもありますので、先ほどもお答えいたしましたとおり、地区の統一的なご要望として、まちづくり協議会からの要望として出していただいております。そのご要望に関しましては、地域公共交通協議会にはかり、効率的かつ効果的なバス停の設置等を検討いたしております。

○田中裕二委員

個別個別の対応ではなくて、まちづくり協議会に要望を出していただいて、それから要望が

あがってくると、このような仕組みであろうかと思えます。それでは、次に予約乗合タクシーについてお尋ねをいたしますが、同じく成果表の23ページ、成果と課題の中で予約乗合タクシーにつきましても、市民からさまざまな要望があると、このような表現をなされておりますが、どのような要望があるのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

地区外への施設への、ピンポイントでの運行についてのご要望をいただいております。

○田中裕二委員

先ほどの質問でもありましたけれども、この要望に対してどのような対応をなされたのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

病院等への運行ができるように対応をさせていただいております。

○田中裕二委員

要望に対しては対応したという捉え方でよろしいかと思えますけれども、私は、このコミュニティバス、予約乗合タクシーの運行につきましても、これはさきの一般質問でもさせていただきましても、土曜日に運行していただきたいというような要望が、私のところには寄せられておりますが、市のほうにはそのような要望はないのかどうか、この点いかがでしょうか。

○商工観光課長

まちづくり協議会からの要望はいただいておりますが、直接、市役所へのお電話があることがございますので、そういった意見がありますことは承知いたしております。

○田中裕二委員

ということは、直接、個人からのお電話等で要望があることはあるけれども、まちづくり協議会からの要望はないということですね。ということは、土曜日を運行していただきたいということをまちづくり協議会のほうに話をして、まちづくり協議会から要望という形で出てきたときには検討するという、このようなことになろうかと思えます。この予約乗合タクシー、コミュニティバスを補完する街なか循環バス、これは土曜日は運行しておりますね。補うほうが土曜日運行して、主体であるものが土曜日が運行していない、この整合性は非常にとれてないと思っております。ぜひとも土曜日でも運行していただきたいと、このように考えますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

街なか循環バスにつきましては、委員がおっしゃいますとおり、土曜日でも運行しております。本来であれば、コミュニティバスや予約乗合タクシーにつきましても、街なか循環バスの運行に合わせて、土曜日の運行を検討していくべきと考えるものでございますが、行革の外部審議会におきましても、コミュニティバス等の運行につきましては、コストを維持しながら成果を拡充する工夫をするということの方向性を示されております。また、一方で、民間事業者との協議におきまして、事業経営を圧迫するとの声もありますことから、街なか循環バスの実証運行による利用状況を検証しながら、運行日についても慎重に検討してまいりたいと考えております。

○田中裕二委員

しっかりと検討していただきたいと思えます。また、若干方向性変わりますけれども、以前にも質問させていただきました。コミュニティバス、街なか循環バスの業者選定、どのように行われているのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

業者提案型のプロポーザル方式を採用いたしております。

○田中裕二委員

このコミュニティバスに関しましては、バスに関しましては、国のほうの最低基準、最高基準、そういったふうな縛りは何もないと思います。ということを考えれば、経費の削減の上から見ても、指名競争入札でも大丈夫なのではないかと。形の上ではできるかと思うんですが、それをあえて、業者選考は業者提案型のプロポーザル方式を採用しているということですが、その理由はどのような理由から、プロポーザル方式を採用しているのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

コミュニティバス等の運行につきましては、運行の安全性、これを重視しておりまして、利用者の大半が高齢者であることから、高齢者の方々及び障がい者の方々への配慮に重点を置くため、プロポーザル方式を採用した次第でございます。また、口頭での指導ではありますが、国土交通省九州運輸局からも公共交通に関する委託契約につきましては、価格に加えて、安全性や利用者の利便性などの様子を点数化し、総合的に評価することにより、運行事業者を決定する総合評価方式やプロポーザル方式を業者選考に取り入れることが望ましいというアドバイスを受けていましたことから、採用いたしました次第でございます。

○田中裕二委員

今のご答弁の中では、とにかく価格だけではなくて、安全性を重視していると、そしてまた国のほうからも価格に加えて、安全性や利用者の利便性などの要素を点数化して総合的に評価することにより運行事業者を決定する、総合評価方式やプロポーザル方式を取り入れることが望ましいというアドバイスを受けて、プロポーザル方式で採用しているということですね。私も全く大事なことだと思っております。ただ、値段が安ければいいというわけではなく、本当に安全性を確保される業者選考が必要だと思っておりますので、今後も引き続きまして、安全性を最重要視していただいて、業者選考していただきますように要望して、この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:43

再開 14:55

委員会を再開いたします。

142ページ、地域振興費、中心市街地活性化事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

142ページ、地域振興費、中心市街地活性化事業費、印刷製本費について、お尋ねします。どういうものをつくったのか、内訳をお尋ねします。

○地域連携都市政策室主幹

印刷製本費につきましては、平成28年2月に開催しましたコンパクトな街づくりセミナー際し、広報のためにポスターB2サイズを100枚、チラシ、リーフレットとしてA4サイズ3千枚を作成したものでございます。

○委員長

次に、144ページ、地域振興費、婚活支援イベントについて、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

婚活支援イベントについて、お尋ねをいたします。婚活イベントの婚活支援事業の推移と現状はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○委員長

現年度を中心に簡潔にお願いします。

○子育て支援課長

子育て支援事業は、平成21年より実施し、21年度から23年度は補助事業で実施しております。24年度からは、市独自事業に移行しまして、27年度まで親の見合い交流会を4回、そして本人のパーティを7回実施しております。27年度は26年度までのアンケートを見ましたら、自信を持って相手に接することができなかつたや緊張してなかなかアプローチできなかったなどのお声を生かしまして、平成27年度は、婚活セミナーを実施いたしました。それでパーティはですね、1回の実施にとどまっております。毎回3組から9組がカップリングをいたしまして、そのうち、5組の方のご成婚の報告があがっております。今後の課題としましては、カップリング後のアフターケアができれば、よりご成婚につながりやすいかなというふうに考えております。

○梶原委員

このイベントはですね、司会者の謝礼ということで、安い単価といいますか、予算も2万円ぐらいで済んでおるわけですけども、その他の周知費とかいろんな形で、もろもろの経費がいろいろかと思えますけれども、この事業については、飯塚市が、今人口減の方向で行っておりますので、定住人口確保のためにも必要な事業だと思っております。今後も他市の事例、先進地等のいい事例を参考に、この事業の拡充を図っていただくことを要望して終わります。

○委員長

次に、144ページ、地域振興費、まちづくり協議会補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

144ページ、地域振興費、まちづくり協議会補助金について、お尋ねします。3146万円余なんですけど、まちづくり協議会全体の運営費の総額がいくらで、この補助額がどのくらいの比率を占めるのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

それぞれの団体の活動費の総額は今、ここに決算で出ております3146万6441円と、別の備品購入費299万5168円が、12地区まちづくり協議会の活動費となります。

○川上委員

そうすると、まちづくり協議会の運営は、市からの補助金、助成金によって全て賄われておるといえることですか。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それで、この補助金の基準はどうなっていますか。

○まちづくり推進課長

この補助金の基準につきましては、それぞれ12地区まちづくり協議会に参画する団体の補助金のうち、地区公民館運営補助金や体育振興会補助金など、統合された6つの地域向け補助金と、1地区あたり一律100万円の新たな支援費という形で支出してます分の合計でございます。

○川上委員

一律100万円のほうはわかりましたけれど、その前に言われたものがちょっとわかりにくかったんですけど。

○まちづくり推進課長

まちづくり推進課のほうで新たに6項目の補助金を、一括して支出することにしております。それぞれ、均等割や地域内の世帯割に応じて、案分しながらそれぞれ補助金を算出し、その分を支出しているものでございます。

○川上委員

基本的には、補助額の多い、少ないは所帯数によるということですか。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○川上委員

この補助金が適正に運用されているかどうかについては、それぞれ、まちづくり協議会の決算監査で行われておるだろうと思いますけれども、まちづくり協議会の規約ないし会則に基づいて、特定の役員の意思がかなり強力に通って、公平性に欠ける運用が行われているという事実がないか、そういうことについては、市は関与しますか。

○まちづくり推進課長

あくまでも任意団体でございます、それぞれのまちづくり協議会の総会において議決された項目に従って、執行されているものと認識をしております。

○川上委員

そうすると、それぞれまちづくり協議会で予算が立てられ、執行されて、それは、補助金を出した以上、もう口は出さないということなんですかね。

○まちづくり推進課長

各まちづくり協議会からは、実績報告書を出していただき、中身を我々のほうで確認をさせていただきますいております。

○川上委員

確認というのは、どういう仕事なんですか。それで、何を確認するんですかね。そして、確認をして、そうして、市から何か補助金を出すときに、意見を述べたりとかいうようなことがあるんですか。

○まちづくり推進課長

まちづくり推進課のほうで支出しております補助金につきましては、使用目的を定めております。その項目に従って、支出がされているかどうかについて、領収書等含めて、確認をさせていただきますいております。

○川上委員

実際的に、この間に私が心配したような、特定の役員の意思が強固であるために、予算が、その反映をどうしても受けてしまう、そのことについて、苦情とかは来たことがないんですか、市には。

○まちづくり推進課長

そういったお話は聞いておりません。

○委員長

次に、144ページ、地域振興費、一般コミュニティ助成事業助成金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

144ページ、地域振興費、一般コミュニティ助成事業助成金について、お尋ねをいたします。内容の説明をまずお願いします。

○まちづくり推進課長

この補助金につきましては、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、住民が自主的に行う、コミュニティ活動に必要な備品等の整備に係る費用を補助するもので、1件当たり上限が250万円で、10分の10の補助金になっております。

○川上委員

これは、その下の費目の、先ほど課長が答弁されたまちづくり協議会備品等購入助成金約3

00万と関連がある支出になりますか。

○まちづくり推進課長

このコミュニティ助成につきましては、地域の住民が自主的に行うコミュニティ助成というのが大きな目的となっております。まちづくり協議会が設置されたときに、それぞれのまちづくり協議会がこのコミュニティ助成の申請をしようとしたことによって、その他の一般の地区コミュニティ団体の補助金が受けられなくなったために、別途、今ここに出ています分につきましては、市のほうが一般財源の中で、予算の範囲内で、年次計画によって予算を措置しているものでございます。

○川上委員

ここでいう一般というのは、まちづくり協議会関連ではないですよという意味ですか。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○委員長

次に、144ページ、地域振興費、まちづくり協議会備品等購入助成金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

144ページ、地域振興費、まちづくり協議会備品等購入助成金について、伺います。先ほど、途中まで聞きかかかってしまいましたけれど、内容の説明を求めます。

○まちづくり推進課長

この補助金につきましては、12地区のまちづくり協議会がそれぞれのまちづくり計画に基づき、実施する活動において必要となる備品を、1地区当たり100万円を上限といたしまして、3カ年計画で備品を整備するための補助金でございます。

○川上委員

例えば、どういうもので、備品ですからどこかに送るんだけど、どこに設置するのか、お尋ねします。

○委員長

27年度、どこに設置したかもわかれば教えてください。

○まちづくり推進課長

すみません、最初のほうの質問がちょっと聞こえづらかったもので、27年度、どこに設置をして、どこに置いているかということよろしいですか。

○委員長

それでいいです。

○まちづくり推進課長

穂波地区まちづくり協議会で言えば、拡大機を購入し、穂波公民館内に置かせていただいております。

○委員長

次に、144ページ、電算管理費、住基等基幹業務システム改造委託料について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

144ページ、電算管理費、住基等基幹業務システム改造委託料について、お尋ねをいたします。このシステム改造、どういう仕事なのか、お尋ねをします。

○情報化推進担当次長

この住基等基幹業務システム改造委託の8938万1232円の内容といたしましては、今年4月から公共料金のコンビニ収納に関するシステムの改造費1238万5440円が含まれ

ており、残る7699万5792円は、マイナンバー関連のシステム改造費であります。7699万5792円のうち、システム改造に対する国の補助金は、5494万3千円であり、残る2205万2792円が単費でございます。

○川上委員

委託先はどちらですか。

○情報化推進担当次長

現在、飯塚市が使っておりますシステムの納入業者でございます、行政システム九州株式会社でございます。

○川上委員

業者選択はどのように行いましたか。

○情報化推進担当次長

既存システムの運用に支障を来すことができませんので、納入業者でございます行政システム九州のほうに随意契約をお願いしております。

○川上委員

随契の理由にあたるかどうか、説明がちょっと短かったですけれど、随意契約の理由にあたりますか。もう少し説明をお願いします。

○情報化推進担当次長

他の業者がコンビニ納付やマイナンバーに関してプログラムを増設増加等を行うことになりますと、もともとある本来の業務に、支障が生じかねませんので、随意契約というふうにさせていただきます。

○川上委員

生じかねないというところなんですけれど、どういう支障が想定されたんですか。

○情報化推進担当次長

マイナンバーに関するものというのは、他業務にわたりますので、全てのシステムに精通しておる納入業者でございます、行政システム九州のほうに随意契約をお願いしております。

○川上委員

だから、9千万ぐらいの仕事を、ほんと、今の仕事をしているからあなたですよということで、随契を結んだわけですね。それが許されるのかということを知っているわけです。聞いたから、ほかの業者がやると、本体に支障が生じかねないというふうにおっしゃった。それで、どういう支障が心配されるのか、お聞きしているわけです。

○情報化推進担当次長

他業者が、仮に、プログラム等を追加したり、改造したりして、通常行っている業務中に、業務に支障が出るということが心配されることが考えられますので、随意契約というふうにさせていただきます。それと、システム納入業者が権利を持っておりますので、他業者のほうには、プログラム自体を扱うことができないようになっております。

○川上委員

今2つのことをおっしゃったんですよ。私は大変なことだと思うんです。1つは、これは本当かと思うんだけど、今、本体のものに他のプログラムをつけ加えようと言われたんですかね。すると、支障を生じかねないというわけでしょう。そうすると、どの業者が行ったとしても、本体に別のプログラムが接続されていくと、増設されるとハード的に支障を生じかねないわけじゃないんですか。だから、A社がやれば、そういうハード的な支障を生じないと。B社がやれば、ハード的な支障を生じるという判断の仕方がよくわからない。ハード的な問題をしてるんだったら、どの業者がやっても支障の可能性はあるんじゃないんですか。本体のプログラムに、別のコンビニだとか、ものを扱おうとすれば、心配なことが生じるんじゃないん

ですか、どの業者がやったとしても。

○情報化推進担当次長

説明の仕方がまずかったのかもわかりませんが、ハードの障害ではございません。プログラムに起因してシステムが止まるとか、違った答えを出してしまうとか、そういったことでございます。

○川上委員

ハードといったのは悪かったと思います。ハードとってないでしょう、さっき。私がハードといったね。それは悪かったけど、そのシステムを扱うと言い方をしましょうか。そのシステムを扱うのは、A社が扱ったとしても、B社が扱ったとしても、支障が起きる可能性はあるわけでしょう。システムを扱うこと自身が問題なんでしょう。A社が扱えば支障は生じないというわけですか。B社が扱えば必ず生じるわけ。そこのところがよくわからない。それが随契の理由になるのか。

○委員長

いいですか。

○情報化推進担当次長

今、飯塚市が使っている業務システムの開発から納入した業者が行政システム九州でございますので、動いてるシステム全般について、設計から開発まで行ってますので、どこにどういふふうなプログラムを追加すればというのをわかっておりますので、もともとのシステムがわからない別業者がプログラムを扱うということ自体が危険度が増すということです。

○川上委員

副市長が何かうしろで答弁を指導されているから、副市長が答弁をされたらどうかと思うけれど、素直に言ってるんですよ。今、随契理由については、支障が生じるおそれがあるからというのは、ずっとさっきから答弁があっているでしょう。それが随契理由だというわけです。ところが途中で、これは随契理由なのかどうかわからなかったんだけど、そもそもこのプログラムについては、行政が権利を持っているから、ほかの業者はさわれないんだという話もされましたね。これはより本質的になるわけですよ。これは随契の理由なんですか。今言った、もともと行政が権利を持っているというのは、これは随契の理由なんですか。

○情報化推進担当次長

システムを導入した時点での契約事項でございますので、随契の理由にあたるというふうに思っておりますし、そのように考えています。

○川上委員

考えてるんじゃないくて、これは決算をやってるから、予算じゃないから。それで委員長、今言われた行政が今後飯塚市で契約以降起こるプログラムをふやしたり、関連づけたりするやつについて行政がそれを許さないという権利を持っているという資料があるでしょうから、その資料を当委員会に提出していただきたいと思います。委員長、取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 18

再 開 15 : 21

委員会を再開いたします。

先ほど、川上委員から資料要求がありましたけども、その要求事項も含めて、情報推進に関する質疑に関しては、保留をさせていただいて、次の質疑から入らせていただこうと思いますので、皆さんご了承のほう、よろしく願いいたします。

それでは次に、146ページ、交通安全対策費、交通安全施設整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

146ページ、交通安全対策費、交通安全施設整備事業費について、お尋ねします。この整備については、市としては今年度、こういう箇所をしますという計画を持って実施したものか、あるいは当該年度に入ってですね、危険箇所を見つけて、あるいは通報があって、それではということで手当てするのかですね、どちらになっておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○土木管理課長

事業の計画につきましては、両方ございます。昨年度からの残りとか、当年度の要望で計画をして実施を行っております。

○川上委員

例えばですね、共産党の宮嶋市議が先だって一般質問で9月定例会で、旧国道200号を来年4月から楽市小学校区の子どもたちが4カ所を通過して渡るんだけど、教育委員会が気が弱いかどうかわかりませんが、現地調査もしないし、そして安全な対策を取るようにもしないでですね。こういうときに市長部局のほうで、学校のことでありますから、子どもたちのことでありますから、計画的にここは対応しなければならないというような発想というのは、どうですか、現実にやっていないんだけど、そういう計画性というのは準備されないかと心配するんだけど、どんな仕事の仕方をしてますか。

○土木管理課長

必要な箇所につきましては、主に地元からの要望や継続的に行っている箇所を年度計画で行っております。

○委員長

今の質問の中で、ちょっと補足で教えてほしいんですけど、ここに上がってる交通安全施設整備事業費の27年度の支出の中で、所管外のところで出したり、流用したり部分があるんですか。

○土木管理課長

所管外ではございません。所管外ではありませんけど、生徒が通る道路とか、そういう市が管理しております道路につきましては、行っております。

○川上委員

委員長が言われてるのは、県道ではないかということを行っているのですか。

○委員長

教育委員会と言われたんで、ここからも出せるのかと。

○川上委員

教育委員会はこのお金は、予算を持ちませんから、土木管理課が交通安全対策で頑張らなくてはしょうがないですね。それで、地元というのもあるんですけど、市の事業によって危険箇所が新たに、危険が増すということがわかっているところはですね、市のほうが先手を打って、教育委員会がもたもたしているんだったら、大丈夫かということで、子どもの命を優先で仕事をする必要があるんじゃないかと思うんですよ。それで、半年後でしょう。子どもたちがあの道を渡っていくのは、踏切も渡るんだけど。だから私は、これは要望にしますけど、直ちにですね、現地を、教育委員会とともにがいいと思うけれど、地元とも相談しながらですね、安全対策を直ちに組みを組みを始めないで、間に合いなくなるんじゃないかというふうに思います。

○委員長

次に150ページ、男女共同参画推進費、男女共同参画プラン策定支援委託料について、川

上委員の質疑を許します。

○川上委員

150ページの男女共同参画推進費、男女共同参画プラン策定支援委託料について、ずっと委託料について聞いていますけど、委託先はどちらになっていますか。

○男女共同参画推進課長

委託先につきましては、株式会社ワイズマンコンサルティングになっております。

○川上委員

それはどういう会社ですか。

○男女共同参画推進課長

九州管内の自治体での各種計画策定の実績等がございまして、男女共同参画プランの策定についても、実績のある事業者になっております。

○川上委員

ということは、随契で契約したんですか。

○男女共同参画推進課長

指名競争入札になっております。

○川上委員

私は、持論として市民と市役所が協働してやったほうがよいものができるというふうに思うんですね。委託に出して、この市民意見の反映はどのようにされたのかお尋ねしたいと思います。

○男女共同参画推進課長

市民の意見の参考のやり方としましては、男女共同参画推進委員会及び策定専門部会のほうでいろいろご意見をいただきながら、ご審議させていただいております。また市民意識調査も実施いたしまして、その結果も採用させていただいております。

○川上委員

市民の意見、それから市の意志を練り上げていくという発想から言えば、この会社への業務委託というのは適切であったというふうに判断されますか。

○男女共同参画推進課長

市民意識調査等を行いまして、その結果につきましてデータ分析とかをしていただいておりますので、それをプランの中に盛り込んでおりますので、適正と考えております。

○川上委員

私は、測量のこともありましたけど、こういう委託を、基本計画的なものを委託していけばいくほど、市の幹部職員の能力が高まっていく機会を失っていくのではないかと。せっかくこういう仕事をするのであれば、この際に若手の職員も含めて成長していく、市民とも交わっていく絶好の機会にする必要があるんじゃないかなと思います。国の流れとかもあるのかもしれませんが、安易に何でも委託というのはやめたほうがいいんじゃないかと。委託した瞬間に、場合によってはもう市の業務の中から終わりというふうにもなりかねないと思いますので、慎重であるべきだというふうに思っております。意見を述べておきたいと思います。

○委員長

次に150ページ、国民保護費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

150ページ、国民保護費、国民保護費についてお尋ねします。支出がゼロということについて、その事情をお尋ねします。

○防災安全課長

ここの費目としましては、飯塚市国民保護協議会を開催した場合の経費を、委員の報酬、費

用弁償、通信運搬費を計上いたしております、その開催がなかったことで、執行がゼロというようになっております。

○川上委員

それは、どういう場合に開かれることになっているんですか。

○防災安全課長

ここの協議会に関しましては、飯塚市の国民保護計画、これを見直す際に開催することになっております。この見直しに関しましては、国における国民保護の措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県の国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、見直しを行うことになっております。

○川上委員

私はこの間、大規模災害が各地で続いて、それから地域防災計画との関係もありますけど、原発が止まっていたのも動き始めるというような時代もありますね。本来ならば、会議を開いて国民保護計画を見直すという状況にあるのではないかと思いますけど、そういう事情が、見直すべきではなかったんですかね、この決算年度中も。

○防災安全課長

この協議会は条例に基づいて開催しますけども、この条例が武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の第40条第8項に基づき、この協議会が開催されます。この「武力攻撃事態等における国民保護のための措置」というものが、いわゆるテロだとか外国からの攻撃だとかミサイル攻撃、そういうものに関しての法律に基づいて、この協議会が開催されるようになっております。

○川上委員

そういうことが起きてから、それから国民保護計画を見直すんですか。

○防災安全課長

事態が起きて見直すのではなく、先ほども答弁させていただきましたけども、国における考えの見直しだとか、県の国民保護計画の見直しだとか、そういう事前に対する保護計画の見直しに関して、飯塚市の国民保護計画も見直すことになっております。

○川上委員

これの支出ゼロというのはどのくらい続いていますか。

○防災安全課長

最後の支出年度が平成24年度になっております。

○川上委員

いろいろ聞きましたけど、国民保護費というものが実は費目として上げなければならないのかというふうにも思うんですよ。このくらいの会議をするのであれば予算はいくらでも持ってこられるじゃないですか。こういうほとんど使わないようなものを予算に上げ、決算で不用額で落としていくというのは、ちょっとこういうやり方でいいのかと思いますよ。私は、今後は、この国民保護費という費目はいらんんじゃないかというふうに指摘しておきたいと思います。

○委員長

次に150ページ、本庁舎建設費、新庁舎建設事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これについては、款項目にわたっての質問をさせていただきたいと思いますので、ここでは取り下げたいと思います。

○委員長

わかりました。続いて、152ページ、諸費、LED防犯灯借上料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

152ページの諸費、LED防犯灯借上料についてです。契約相手をお尋ねいたします。

○防災安全課長

飯塚市有安958番地5に本社があります株式会社フリーザーシステムでございます。

○川上委員

この会社が廃業する事態になったときはどのような対応になっていますか。

○防災安全課長

現在の契約では、平成26年度から35年度までの10年間、契約しておりますけども、この契約が終わった際には無償譲渡というところで契約内容をうたっております。その期間に倒産なりした場合のことをお尋ねだと思っておりますけども、会社が倒産した際には、破産法に基づく破産管財人がつくだろうと思われれます。その破産管財人が債権を確定するためにこの債権を引き継ぐか、あまりそういうことは想定できないと思っておりますけども、破産管財人がやらない場合は他の業者に債権を譲渡して、引き続き契約を行って、契約の満了時には無償譲渡が行えるものだと思っております。

○川上委員

契約において、倒産とは言っていませんけど、廃業するような事態になったときでも、LED、街灯が、電気が消えることはないというふうなことを確保しておく必要と思うんだけど、それは確保できるということですかね。間違いがないですか。

○防災安全課長

契約の中には最終年度に無償譲渡としかありませんけども、仮にその業者ができないといった場合には、引き続き他の業者が引き継がれたものとして、街灯が消えないというところで認識をいたしております。

○川上委員

思うとか認識とかじゃなくて、どこかで確認をとれないですか。どういうことが起こっても飯塚市内の街灯は絶対消えないというの何か確認できないですか。ですから、どういうことがあっても市内の街灯は消えないという確認を、市としてきちんとしておく必要があるんじゃないかなということでもあります。これは要望しておきましょう。別の機会に聞きます。

○委員長

次に、152ページ、諸費、老朽危険家屋解体撤去補助金について、勝田委員の質疑をします。

○勝田委員

152ページ、諸費、老朽危険家屋解体撤去補助金についてですが、飯塚市内の老朽危険家屋1件を解体する際、補助金としてどの程度予算化しているのでしょうか。また、執行率としては何%ぐらいになりますか。

○委員長

平成27年度について教えてください。

○住宅政策課長

補助金の対象となる老朽危険家屋は、基礎、外壁、屋根などの破損の程度を確認いたしまして、6項目の判定基準に該当する居住用の不良住宅となっております。補助金の額は補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度といたしております。解体費用につきましては、実績からおおむね1件当たり100万円を超えておりますので、平成27年度、26年度ともに1件当たり限度額の50万円を見込みまして、15件分の750万円を予算計上いたしております。執行率は平成27年度で11件、交付額は500万6千円で約67%、平成26年度では6件、交付額が259万7235円で約35%の執行率となっております。

○勝田委員

現段階で市が把握している老朽危険家屋の件数は、どのくらいだと算出していますか。また、大型台風等で吹き飛ばされそうな、早急に解体を要すると判断している老朽危険家屋件数の実態についてはどうでしょうか。

○委員長

現段階と言われるのは、何年の何月時点のことを言われていますか。27年度末で把握しておられれば、答弁をお願いします。

○住宅政策課長

27年度といたしますか、現在まで、平成25年度から相談件数が56件あっております。老朽危険家屋として認定した件数は49件で、25年度15件、26年度6件、27年度19件で、参考までに平成28年度では9件、そのうち36件が解体されておりますので、私どもが把握しております老朽危険家屋は13件となります。なお、13件のうち行政代執行等で早急に対応すべき老朽危険家屋につきましては、現段階で該当がないものと認識いたしております。

○勝田委員

そこで実際に、平成25年度から、相談件数が56件のうち、その中で認定されたのは49件、約89%、9割近くが所有者もしくは近隣者等から相談があって、そういった認定に値する老朽危険家屋だと思うわけです。そこで、その老朽危険家屋については家主の方の高齢化が進んだり、逝去された後の相続人が特定できないなどの難題が蓄積かと思いますが、これをそのままそういう放置することで、倒壊事故や大火事発生あるいは事件等にも結びつくことも考えられます。この成果説明書29ページの空き家対策事業の成果と課題の中にも、課題として、空き家実態調査中であるとのことなのですが、早急に正確な実態を把握するとともに市民の安全安心をぜひ守っていただきたいと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○住宅政策課長

空き家実態調査につきましては、今年度中に市内全域の空き家の状態を把握し、位置情報及び外観写真等とともにシステム化いたしますので、今年度中には市内空き家は正確に把握できるものと考えております。また、来年度には空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空き家等対策計画を策定する予定にいたしておりますので、その中で市民の安全安心対策を含めた空家等に関する対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を適切に講じてまいりたいと考えております。

○勝田委員

ぜひ、特に単なる空き家対策は、一軒家というのが多いのですが、中でも炭住跡地の長屋ですかね、そういった所については恐らく火事になったら、現場を見に行ったときには消防車が入れないような炭住の段々畑のような箇所もあるわけです。早急に空き家対策を、ぜひ実態を把握して、この対応に当たっていただきたいということを強く要望して、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、152ページ、諸費、老朽危険家屋解体撤去補助金について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

引き続き153ページの老朽危険家屋解体撤去補助金について、行います。今年度中に実態調査を行うとのことですが、その概要について教えてください。

○住宅政策課長

空き家実態調査の概要につきましては、市内全域の公営住宅及び全空室を除く共同住宅以外の全ての建築物に対して、現地調査を実施いたしまして、空家等を特定するものでございます。

なお空き家等につきましては、外観目視による詳細調査を行い、問題のない空き家、改修が必要な空き家、居住不能または大改修が必要な空き家の3段階のランク付けを行うものでございます。

○光根委員

先ほど老朽危険家屋について、早急に対応すべきものはないということをおっしゃいましたが、私が知る限りあれは違うのかなというのがありました。今後、そういう実態調査を行ってはつきりすると思いますし、今後、ことし行われました行政代執行、これが行われないように、この補助金を利用した解体を推進すべきだと思います。最後に、よろしく願いいたします。

○委員長

続きまして、同じく152ページ、諸費、老朽危険家屋解体撤去補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

取り下げます。

○委員長

次に、152ページ、税務総務費、防衛施設周辺整備全国協議会負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

152ページ、税務総務費、防衛施設周辺整備全国協議会負担金についてです。全国協議会はどういう団体か、お尋ねをします。

○税務課長

本協議会は、自衛隊の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とする協議会でございます。

○川上委員

これは、構成メンバーというか、構成団体というか、どういったところで構成しているのですか。

○税務課長

組織の構成は、防衛施設所在及びその周辺の地方公共団体をもって組織されております。

○川上委員

それで飯塚市がこれに加入しているということですね。市として加入しているんですね。それで、この団体の活動状況についてはどのように承知されていますか。

○税務課長

協議会内で行われる会議や事務、それに調査研究、実態調査ということになっております。

○川上委員

これは、会長団体があるんですかね。年次総会とかあっているのでしょうか。飯塚市からの出席はどうなってますか。

○税務課長

飯塚市からは出席はしたことがないと思います。ここ数年。

○川上委員

それで、その会長団体はどこですか。ここ数年は行ったことがないというんだけど、行ったことはあるのですか。大体、年次総会はあるんですか。

○税務課長

27年度の予算資料しか持ちあわせていないのではつきりわかりませんが、支出の項目の中

に議会費、役員会費というふうな名目がありますので、会議が行われているというふうに思っております。

○川上委員

ほか答弁できる方いないですか。いないですね。そしたら、あなた方はわけもわからない所に、負担金を払ってしまったということになってしまいますけど、どうしますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 15：53

再 開 16：01

委員会を再開いたします。

休憩前に保留いたしておりました質疑に関しても答弁が明日以降になるということですので、お諮りをさせていただきます。

認定第1号から認定第12号までの以上12件について、は明日10月28日、午前10時から委員会を開き審査いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

再度、委員の皆さんに願いをしますし、執行部のほうにもお願いなんですが、午後からの質疑については、質疑の流れ上、事業の概要等もお聞きをしておりますが、詳細な事業の内容については、皆さんご承知置きなので、決算ですから、なるべく簡素なご説明をお願いしたいと思います。そうでないと、時間の関係上、事業の概要全部聞けないということにもなりますので、今日、早めに終わりますので、ぜひ、答弁書の見直しをお願いいたしますとともに、委員の皆さんにおかれましても、今一度の質疑内容の整理等、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

以上をもちまして、平成27年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。